

令和元年（2019年）

6月那覇市議会定例会

## 議案書

（那覇市国民保護計画の改正について）

令和元年6月7日



那覇市国民保護計画の改正について

那覇市国民保護計画を別紙のように改正したので報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(報告理由)

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第 35 条の規定に基づき、那覇市国民保護計画を改正したので、同条第 6 項の規定により報告する。



# 那覇市国民保護計画

令和元年5月  
那覇市

平成 19 年 3 月 作成  
令和 元 年 5 月 改正

## 1 用語の定義

| 用 語      | 定 義                                                                                                                        |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国民保護措置   | 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置 |
| 対処基本方針   | 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が作成する武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針                                                                                |
| 武力攻撃     | 我が国に対する外部からの武力攻撃                                                                                                           |
| 武力攻撃事態   | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態                                                                             |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態                                                                                    |
| 武力攻撃事態等  | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態                                                                                                           |
| 国民保護計画   | 指定行政機関の長、知事及び市町村長が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制等、国民保護措置の実施に関し必要な事項を定めたもの                                                         |
| 指定行政機関   | 国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態対処法施行令第1条に定める機関                                                                                          |
| 指定地方行政機関 | 指定行政機関の地方支分局その他の国の地方行政機関で武力攻撃事態対処法施行令第2条に定める機関                                                                             |
| 国民保護業務計画 | 指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制等、国民保護措置の実施に関し必要な事項を定めたもの                                                          |
| 指定公共機関   | 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの                                                    |
| 指定地方公共機関 | 県の区域において、ガス、輸送、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの                                                |
| 利用指針     | 武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、武力攻撃事態等対策本部長が対処基本方針に基づき定めることができる特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。）等の利用に関する指針            |
| N B C 攻撃 | 核兵器（nuclear weapons）、生物兵器（biological weapons）又は化学兵器（chemical weapons）による攻撃                                                 |

|        |                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害                                         |
| 緊急処理事態 | 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの |

## 2 法律・機関名等の略称

| 略 称         | 正 式 名 称                                                   |
|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 国民保護法       | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律                              |
| 国民保護法施行令    | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令                           |
| 武力攻撃事態対処法   | 武力攻撃事態等における我が国の平和の独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律                  |
| 国際人道法       | 武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の待遇、非人道的行為の処罰などを定めている国際法                  |
| 基本指針        | 武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置の実施に関し、平成 17 年 3 月に国が定めた「国民の保護に関する基本指針」 |
| 県国民保護計画     | 沖縄県国民保護計画                                                 |
| 市国民保護計画     | 那覇市国民保護計画                                                 |
| 県地域防災計画     | 沖縄県地域防災計画                                                 |
| 市地域防災計画     | 那覇市地域防災計画                                                 |
| 市国民保護協議会    | 那覇市国民保護協議会                                                |
| 県対策本部       | 沖縄県国民保護対策本部                                               |
| 市対策本部       | 那覇市国民保護対策本部                                               |
| 市現地対策本部     | 那覇市国民保護現地対策本部                                             |
| 県危機管理対策本部   | 沖縄県危機管理対策本部                                               |
| 県危機管理連絡会議   | 沖縄県危機管理連絡会議                                               |
| 市緊急処理事態対策本部 | 那覇市緊急処理事態対策本部                                             |
| 市危機管理対策本部   | 那覇市危機管理対策本部                                               |

# 目 次

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 第1編 | 総 論                | 1  |
| 第1章 | 市の責務、計画の位置づけ、構成等   | 1  |
| 1   | 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ | 1  |
| 2   | 市国民保護計画の構成         | 3  |
| 3   | 市国民保護計画の見直し、変更手続   | 3  |
| 第2章 | 国民保護措置に関する基本方針     | 4  |
| 第3章 | 関係機関の事務又は業務の大綱等    | 6  |
| 第4章 | 市の地理的、社会的特徴        | 10 |
| 1   | 地形                 | 10 |
| 2   | 気候                 | 11 |
| 3   | 人口                 | 11 |
| 4   | 道路交通               | 12 |
| 5   | 空港、モノレール、港湾        | 13 |
| 6   | 米軍施設等              | 15 |
| 7   | その他                | 15 |
| 第5章 | 市国民保護計画が対象とする事態    | 16 |
| 1   | 武力攻撃事態             | 16 |
| 2   | 緊急対処事態             | 17 |
| 第2編 | 平素からの備えや予防         | 18 |
| 第1章 | 組織・体制の整備等          | 18 |
| 第1  | 市における組織・体制の整備      | 18 |
| 1   | 市の各部局における平素の業務     | 18 |
| 2   | 市職員の参集基準等          | 20 |
| 3   | 消防機関の体制            | 22 |
| 4   | 国民の権利利益の救済に係る手続等   | 22 |
| 第2  | 関係機関との連携体制等の整備     | 24 |
| 1   | 基本的考え方             | 24 |
| 2   | 県との連携              | 24 |
| 3   | 国の機関等との連携          | 25 |
| 4   | 近隣市町村との連携          | 25 |
| 5   | 指定公共機関等との連携        | 26 |
| 6   | 自主防災組織等に対する支援等     | 26 |

|     |                                |    |
|-----|--------------------------------|----|
| 第3章 | 通信の確保                          | 27 |
| 第4章 | 情報収集・提供等の体制整備                  | 29 |
| 1   | 基本的考え方                         | 29 |
| 2   | 警報等の伝達に必要な準備                   | 29 |
| 3   | 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備           | 30 |
| 4   | 被災情報の収集・報告に必要な準備               | 35 |
| 第5章 | 研修及び訓練                         | 36 |
| 1   | 研修                             | 36 |
| 2   | 訓練                             | 36 |
| 第2章 | 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え   | 38 |
| 1   | 避難に関する基本的事項                    | 38 |
| 2   | 避難実施要領のパターンの作成                 | 39 |
| 3   | 救援に関する基本的事項                    | 40 |
| 4   | 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等             | 40 |
| 5   | 避難施設の指定への協力                    | 41 |
| 6   | 生活関連等施設の把握等                    | 41 |
| 第3章 | 物資及び資材の備蓄、整備                   | 43 |
| 1   | 市民における備蓄                       | 43 |
| 2   | 市における備蓄                        | 43 |
| 3   | 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等           | 44 |
| 第4章 | 国民保護に関する啓発                     | 45 |
| 1   | 国民保護措置に関する啓発                   | 45 |
| 2   | 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発    | 45 |
| 第3編 | 武力攻撃事態等への対処                    | 46 |
| 第1章 | 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置             | 46 |
| 1   | 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置      | 46 |
| 2   | 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応        | 48 |
| 第2章 | 市対策本部の設置等                      | 49 |
| 1   | 市対策本部の設置                       | 49 |
| 2   | 通信の確保                          | 57 |
| 第3章 | 関係機関相互の連携                      | 58 |
| 1   | 国・県対策本部との連携                    | 58 |
| 2   | 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 | 58 |
| 3   | 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等               | 59 |
| 4   | 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託         | 60 |

|            |                       |           |
|------------|-----------------------|-----------|
| 5          | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請  | 61        |
| 6          | 市の行う応援等               | 61        |
| 7          | 自主防災組織等に対する支援等        | 62        |
| 8          | 住民への協力要請              | 62        |
| <b>第4章</b> | <b>警報及び避難の指示等</b>     | <b>63</b> |
| <b>第1</b>  | <b>警報の伝達等</b>         | <b>63</b> |
| 1          | 警報の内容の伝達等             | 63        |
| 2          | 警報の内容の伝達方法            | 64        |
| 3          | 緊急通報の伝達及び通知           | 65        |
| <b>第2</b>  | <b>避難住民の誘導等</b>       | <b>66</b> |
| 1          | 避難の指示の通知・伝達           | 66        |
| 2          | 避難実施要領の策定             | 67        |
| 3          | 避難住民の誘導               | 71        |
| 4          | 避難の種類                 | 74        |
| 5          | 各事態における避難に係る留意点       | 76        |
| <b>第5章</b> | <b>救援</b>             | <b>80</b> |
| 1          | 救援の実施                 | 80        |
| 2          | 関係機関との連携              | 80        |
| 3          | 救援の内容                 | 81        |
| 4          | 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 | 84        |
| 5          | 救援の際の物資の受渡し要請等        | 84        |
| <b>第6章</b> | <b>安否情報の収集・提供</b>     | <b>87</b> |
| 1          | 安否情報の収集               | 88        |
| 2          | 県に対する報告               | 88        |
| 3          | 安否情報の照会に対する回答         | 89        |
| 4          | 日本赤十字社に対する協力          | 90        |
| <b>第7章</b> | <b>武力攻撃災害への対処</b>     | <b>92</b> |
| <b>第1</b>  | <b>武力攻撃災害への対処</b>     | <b>92</b> |
| 1          | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方     | 92        |
| 2          | 武力攻撃災害の兆候の通報          | 92        |
| <b>第2</b>  | <b>応急措置等</b>          | <b>93</b> |
| 1          | 退避の指示                 | 93        |
| 2          | 警戒区域の設定               | 95        |
| 3          | 応急公用負担等               | 96        |
| 4          | 消防に関する措置等             | 96        |

|      |                           |     |
|------|---------------------------|-----|
| 第3章  | 生活関連等施設における災害への対処等        | 99  |
| 1    | 生活関連等施設の安全確保              | 99  |
| 2    | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除     | 99  |
| 第4章  | NBC攻撃による災害への対処等           | 101 |
| 第8章  | 被災情報の収集及び報告               | 104 |
| 第9章  | 保健衛生の確保その他の措置             | 106 |
| 1    | 保健衛生の確保                   | 106 |
| 2    | 廃棄物の処理                    | 107 |
| 3    | 文化財の保護                    | 108 |
| 第10章 | 国民生活の安定に関する措置             | 109 |
| 1    | 生活関連物資等の価格安定              | 109 |
| 2    | 避難住民等の生活安定等               | 109 |
| 3    | 生活基盤等の確保                  | 110 |
| 第11章 | 特殊標章等の交付及び管理              | 111 |
| 第4編  | 復旧等                       | 113 |
| 第1章  | 応急の復旧                     | 113 |
| 1    | 基本的考え方                    | 113 |
| 2    | 公共的施設の応急の復旧               | 113 |
| 第2章  | 武力攻撃災害の復旧                 | 114 |
| 第3章  | 国民保護措置に要した費用の支弁等          | 115 |
| 1    | 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | 115 |
| 2    | 損失補償及び損害補償                | 115 |
| 3    | 総合調整及び指示に係る損失の補てん         | 116 |
| 第5編  | 緊急対処事態への対処                | 117 |
| 1    | 緊急対処事態                    | 117 |
| 2    | 緊急対処事態における警報の通知及び伝達       | 117 |

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

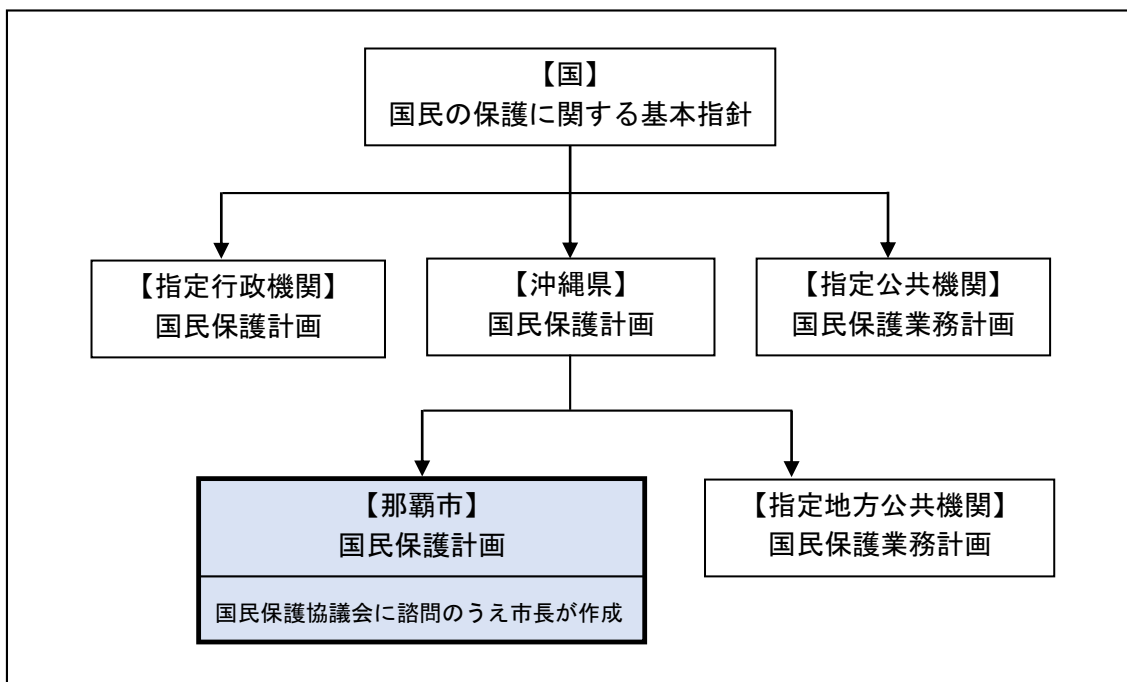
#### (1) 市の責務 (第3条第2項)

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ (第35条)

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### 【国民保護計画相関図】



(3) 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるように、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小にすることを目的とする。

(4) 市国民保護計画に定める事項 (第35条第2項)

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する警報の伝達、避難誘導、救援の実施、避難実施要領の策定、関係機関の調整等国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

(5) 市国民保護計画の対象となる者及び地域

- ① 市域に居住又は滞在している者（市外からの避難住民等を含む。）
- ② 市全域（市域を越える避難を実施する場合は避難先地域及び避難途上も含む。）

(6) 市地域防災計画との関連

市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対する国民保護措置等について定める計画であるのに対し、市地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、台風や地震などの自然災害又は大規模事故などの都市災害等に対処する計画となっており、法体系が異なるものである。

しかし、武力攻撃事態等の発生原因は異なるものの、その対処には類似性があるため、市国民保護計画に定めない事項については、市地域防災計画を準用して対応するものとする。

## 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

## 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重 (第5条)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済 (第6条)

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供 (第8条)

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保 (第3条第4項)

市は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力 (第4条)

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。そして、市は協力の要請に当たって強制にわたることがあってはならない。協力が得られなくても不利益な扱いをしてはならない。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮 (第7条)

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施 (第9条)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うものとする。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 (第22条、第70条第2項)

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性への配慮

本市は、島嶼県にあり、全国の県庁所在と比較しても高い人口密度となる都市であり、那覇空港や那覇港湾、沖縄都市モノレール、那覇バスターミナル、那覇クルーズターミナル等のほか、自衛隊施設、米軍施設等を有している。

また、入域観光客数も年々増加傾向にあり、本市には年間 800 万人以上の観光客が訪れ、外国人観光客数も年々増加しているなど社会的特徴を有していることから、市は国民保護措置の実施にあたっては、これらの地域特性に留意して必要な措置を講ずる。

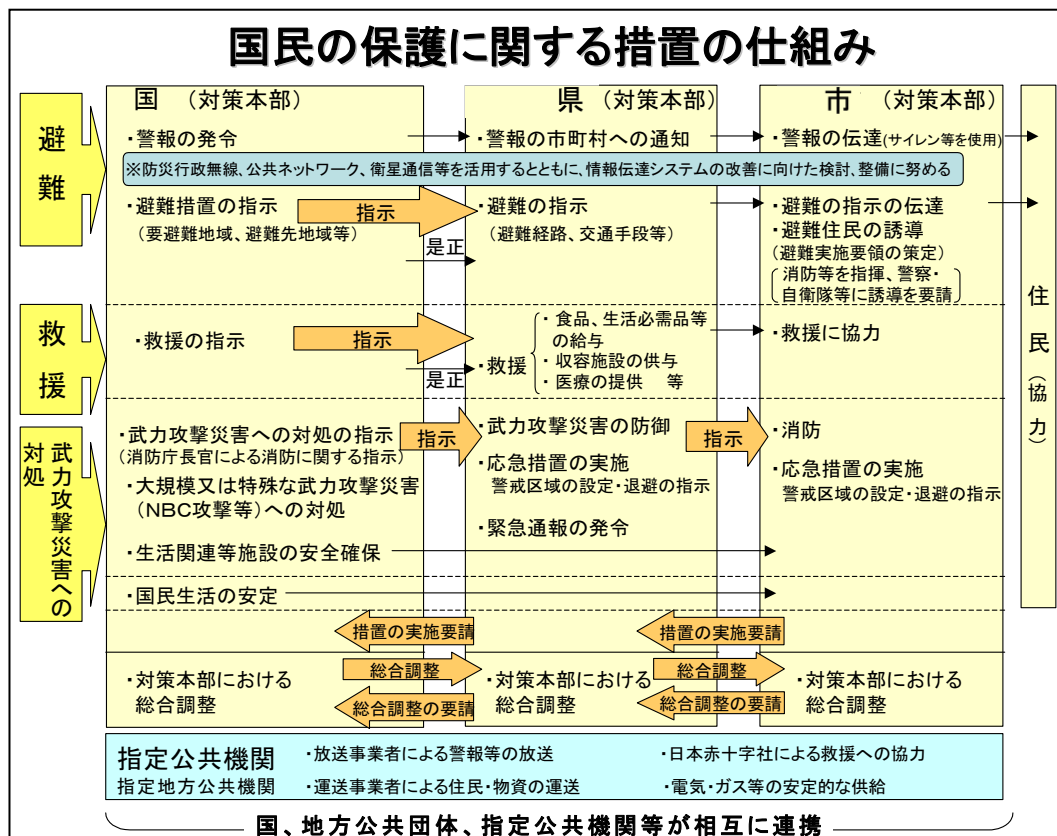
(10) 初動体制の整備

国民保護法による対処措置は、国の事態認定後に始まるが、事態認定前の段階においても多数の死傷者や健康被害が発生したり、建造物やインフラが破壊されたり汚染される等の事態が発生する可能性があることから、これら事態に対処するための初動体制を確立する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておくものとする。

#### 【国民保護措置の全体の仕組み】



#### 【国民保護措置の実施主体である主な関係機関】

- ・市、市の他執行機関
- ・沖縄県
- ・指定地方行政機関
- ・自衛隊
- ・指定公共機関
- ・指定地方公共機関

【市の事務】（第 16 条）

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 那 覇 市 | <ol style="list-style-type: none"> <li>市国民保護計画の作成</li> <li>市国民保護協議会の設置、運営</li> <li>市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>組織の整備、訓練</li> <li>警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol> |

【県の事務】（第 11 条）

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 沖縄県   | <ol style="list-style-type: none"> <li>県国民保護計画の作成</li> <li>沖縄県国民保護協議会の設置、運営</li> <li>県対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>組織の整備、訓練</li> <li>警報の通知</li> <li>住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>交通規制の実施</li> <li>武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol> |

【指定地方行政機関】（第33条）※県国民保護計画に記載されている事務又は業務の大綱

| 機関の名称                | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 九州管区警察局              | 1 九州管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整<br>2 他管区警察局との連携<br>3 九州管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡<br>4 警察通信の確保及び統制                                                                                                                                                                                            |
| 沖縄防衛局                | 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整<br>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 沖縄総合通信事務所            | 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整<br>2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること<br>3 非常事態における重要通信の確保<br>4 沖縄地方非常通信協議会の円滑な運営                                                                                                                                                                                       |
| 沖縄総合事務局              | 1 地方公共団体に対する災害融資<br>2 金融機関に対する緊急措置の指示<br>3 普通財産の無償貸付<br>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会<br>5 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保<br>6 農業関連施設の応急復旧<br>7 救援物資の円滑な供給の確保<br>8 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保<br>9 被災中小企業の振興<br>10 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧<br>11 港湾施設の使用に関する連絡調整<br>12 港湾施設の応急復旧<br>13 運送事業者への連絡調整<br>14 運送施設及び車両の安全保安 |
| 沖縄地区税関               | 1 輸入貨物の通関手続                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 九州厚生局沖縄分室            | 1 救援等に係る情報の収集及び提供                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 沖縄労働局                | 1 被災者の雇用対策                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 九州森林管理局<br>（沖縄森林管理署） | 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 那覇産業保安監督事務所          | 1 鉱山における災害時の応急対策<br>2 発電所、ガス工作物等の施設及び火薬類、高圧ガス等の危険物質等の保安確保                                                                                                                                                                                                                                      |
| 大阪航空局<br>（那覇空港事務所）   | 1 飛行場使用に関する連絡調整<br>2 航空機の航行の安全確保                                                                                                                                                                                                                                                               |

|             |                                                                                                                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 沖縄気象台       | 1 気象状況の把握及び情報の提供                                                                                                                                                         |
| 第十一管区海上保安本部 | 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達<br>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保<br>3 生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等<br>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示<br>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 |
| 九州地方環境事務所   | 1 有機物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供<br>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集                                                                                                         |

(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第2条)

### 【自衛隊】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱                                    |
|-------|----------------------------------------------|
| 自衛隊   | 1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関等が実施する国民保護措置の支援等 |

### 【指定公共機関及び指定地方公共機関】(第2条第2項、第21条、第36条)

※県国民保護計画に記載されている事務又は業務の大綱

| 機関の名称      | 事務又は業務の大綱                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------|
| 放送事業者      | 1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送                    |
| 運送事業者      | 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送<br>2 旅客及び貨物の運送の確保                                |
| 電気通信事業者    | 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力<br>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い |
| 電気事業者      | 1 電気の安定的な供給                                                         |
| ガス事業者      | 1 ガスの安定的な供給                                                         |
| 日本郵便株式会社   | 1 郵便の確保                                                             |
| 病院その他の医療機関 | 1 医療の確保                                                             |
| 道路管理者      | 1 道路の管理                                                             |
| 日本赤十字社     | 1 救援への協力<br>2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答                                    |
| 日本銀行       | 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節<br>2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持    |

(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第3条)

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切に実施するため、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴は次のとおりである。

### 1 地形等

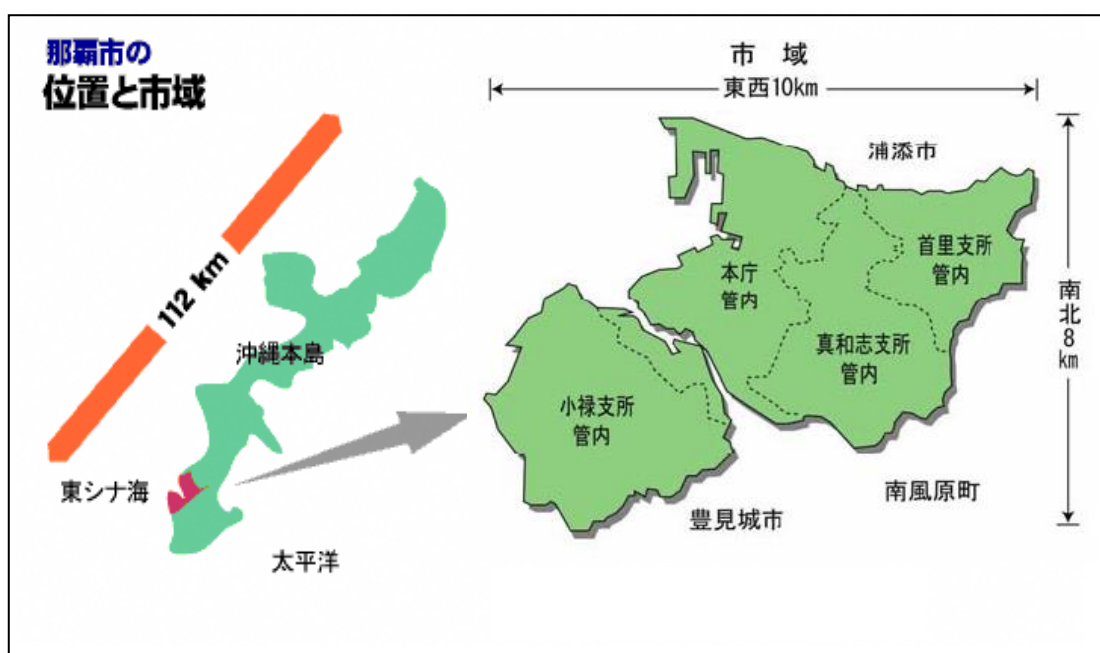
本市は、沖縄県最大の島、沖縄本島の南部、東シナ海に面し、東経 127 度 38 分 18 秒から 127 度 44 分 25 秒、北緯 26 度 10 分 19 秒から 26 度 14 分 32 秒の間、鹿児島県の南方およそ 603 キロメートルのところに位置し、北から右回りに浦添市、西原町、南風原町、豊見城市と接している。

那覇を中心とする 1,500 キロの円周域には、東京、香港、ソウル、マニラなどの主要な都市があり、交通通信機能の上からも東南アジアの各都市を結ぶ要衝の地点であり、わが国の南の玄関として地理的に好条件の位置にある。

地形は東西約 10.3 キロメートル、南北約 8 キロメートル、総面積 39.98 キロ平方メートルで、市域は、標高 165.6 メートルの首里の高台から西方の東シナ海へと穏やかに傾斜しており、その間を国場川、北に安里川及び安謝川が西流し、旧市内を中心とする中央部においてほぼ平坦をなし、東方は小丘陵をなしている。

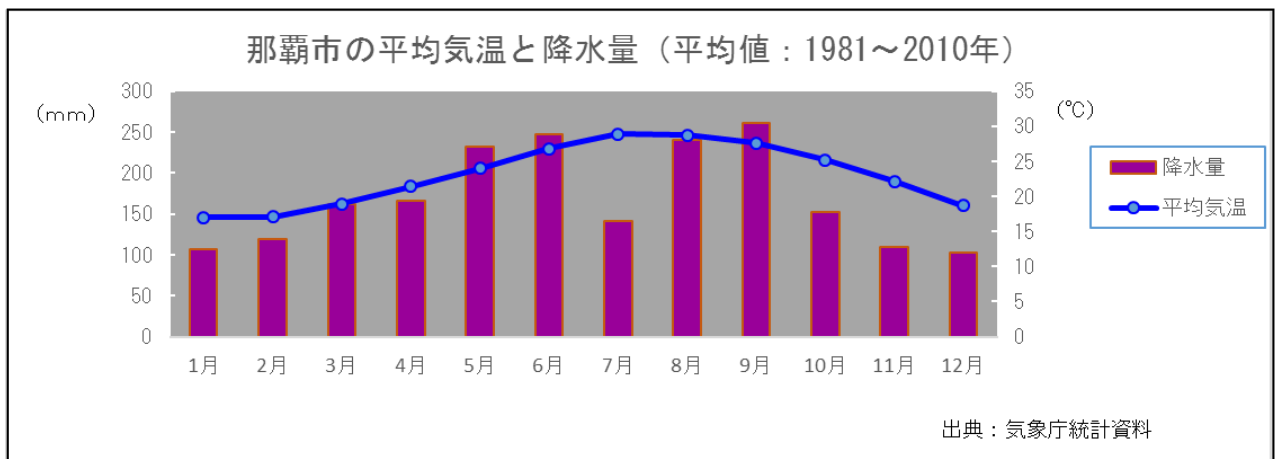
河川は、北から安謝川、安里川、国場川が主要河川となる。

西は、琉球王国時代から埋め立てが進み、那覇港を擁して慶良間諸島に対して



## 2 気候

本市は、ユーラシア大陸東海上の亜熱帯に位置する。その気候は海洋の影響が大きく、亜熱帯海洋性気候であり、平均気温は 23℃前後と四季を通じて温暖で、気温の年較差（約 12℃）は国内の他地方と比べて小さい。年降水量は約 2,000 ミリで、1 年を通じて高温多湿である。また、台風の影響を受けやすい 8 月～9 月に降水量が多くなっており、地理的に発達期の台風の主要経路に当たっていることから、その影響を受けやすい地域となっている。



## 3 人口

平成 27 年国勢調査人口によると、平成 26 年 10 月 1 日現在の人口は 319,435 人であり、平成 22 年国勢調査人口に比べ 3,481 人増となっている。また、他の市町村から多くの住民が本市を従業地、通学地としており、昼夜間人口比率も 109.1 と賑わいをみせている。

世帯数は、国勢調査ごとに増加傾向にある一方、一世帯当たりの構成員は、逆に減少傾向にあり、核家族化・少子化の進行が見られる。

また、老年人口（65 歳以上の人口）は、国勢調査ごとに増加し、老年人口比率（総人口に占める 65 歳以上の人口割合）は、全国割合よりは下回っているものの、平成 27 年の国勢調査では県の割合を上回った。近年、後期高齢者（75 歳以上）の増加が目立ってきている。

なお、沖縄県内では、特に本市を中心とした本島中南部に人口が集中しており、また、全国の県庁所在地と比較しても高い人口密度となっている。

さらに、入域観光客数は年々増加傾向にあり、本市には年間 800 万人以上の観光客が訪れ、外国人観光客数も年々増加してきていることから、高齢者と併せて観光客の避難等が課題である。

### 【人口及び世帯の推移】

| 国 政 調 査<br>実 施 年 | 人 口 総 数 |         |         | 人 口<br>増 減 | 増減率<br>(%) | 世帯数     | 世帯数<br>増 減 | 増減率<br>(%) | 1 世帯<br>当人員 |
|------------------|---------|---------|---------|------------|------------|---------|------------|------------|-------------|
|                  |         | 男       | 女       |            |            |         |            |            |             |
| 1960 (S35)       | 223,047 | 106,371 | 116,676 | 51,365     | 29.9       | 57,897  | 21,328     | 58.3       | 3.9         |
| 1965 (S40)       | 257,177 | 122,521 | 134,656 | 34,130     | 15.3       | 62,687  | 4,790      | 8.3        | 4.1         |
| 1970 (S45)       | 276,380 | 131,467 | 144,913 | 19,203     | 7.5        | 70,213  | 7,526      | 12.0       | 3.9         |
| 1975 (S50)       | 295,006 | 143,598 | 151,408 | 18,626     | 6.7        | 79,150  | 8,937      | 12.7       | 3.7         |
| 1980 (S55)       | 295,778 | 143,796 | 151,982 | 772        | 0.3        | 86,891  | 7,741      | 9.8        | 3.4         |
| 1985 (S60)       | 303,674 | 147,124 | 156,550 | 7,896      | 2.7        | 93,199  | 6,308      | 7.3        | 3.3         |
| 1990 (H 2)       | 304,836 | 146,942 | 157,894 | 1,162      | 0.4        | 99,846  | 6,647      | 7.1        | 3.1         |
| 1995 (H 7)       | 301,890 | 145,301 | 156,589 | △ 2,946    | -1.0       | 104,530 | 4,684      | 4.7        | 2.9         |
| 2000 (H12)       | 301,032 | 144,943 | 156,089 | △ 858      | -0.3       | 111,788 | 7,258      | 6.9        | 2.7         |
| 2005 (H17)       | 312,393 | 150,463 | 161,930 | 11,361     | 3.8        | 122,613 | 10,825     | 9.7        | 2.5         |
| 2010 (H22)       | 315,954 | 151,848 | 164,106 | 3,561      | 1.1        | 129,512 | 6,899      | 5.6        | 2.4         |
| 2015 (H27)       | 319,435 | 154,685 | 164,750 | 3,481      | 1.1        | 135,532 | 6,020      | 4.6        | 2.4         |

### 【年齢層別人口(全体に対する割合)】

| 年齢層 | 幼 年 人 口 |         | 生 産 年 齢 人 口 |         | 高 年 齢 人 口 |         | 全 体     |         |
|-----|---------|---------|-------------|---------|-----------|---------|---------|---------|
|     | (0～14歳) |         | (15～64歳)    |         | (65歳以上)   |         |         |         |
| 男   | 25,330  | (16.2%) | 101,651     | (64.9%) | 29,759    | (19.0%) | 156,740 | (48.5%) |
| 女   | 24,437  | (14.7%) | 101,549     | (60.9%) | 40,639    | (24.4%) | 166,625 | (51.5%) |
| 合計  | 49,767  | (15.4%) | 203,200     | (62.8%) | 70,398    | (21.8%) | 323,365 |         |

※2017 年(平成 29 年)11 月末日現在

### 【行政区別人口】

| 行政区 | 本庁地区    | 真和志地区   | 首里地区   | 小禄地区   | 全体      |
|-----|---------|---------|--------|--------|---------|
| 男   | 48,603  | 50,808  | 27,204 | 30,125 | 156,740 |
| 女   | 52,028  | 54,661  | 30,035 | 29,901 | 166,625 |
| 合計  | 100,631 | 105,469 | 57,239 | 60,026 | 323,365 |

※2017 年(平成 29 年)11 月末日現在

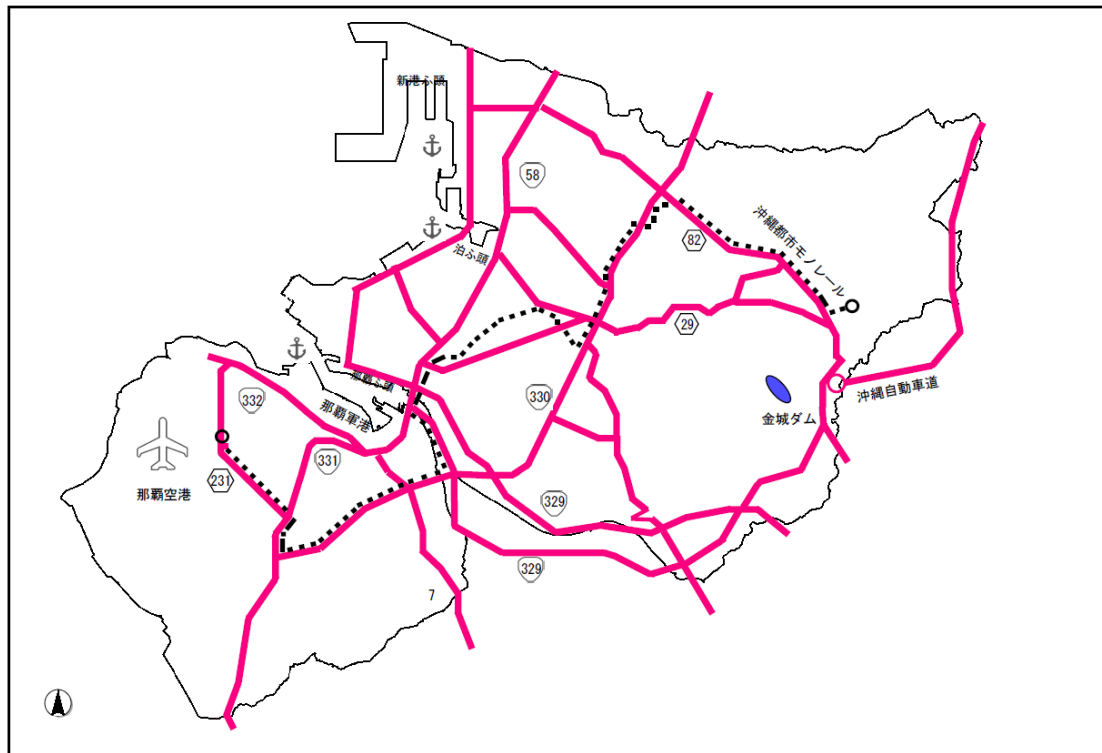
## 4 道路交通

本市の道路網は、国道 58 号、329 号、330 号などの国道と、県道 39 号線（国際通り）、那覇糸満線などの県道、及び約 1,735 本の市道から成り立っており、高速自動車国道である沖縄自動車道が本市と北部を結んでいる。

幹線道路においては、交通渋滞が慢性化しており、避難手段で車を使用した場合、大渋滞を引き起こし、避難、救援等に重大な影響を及ぼすことが想定されることから、中心市街地においては、バス、徒歩といった手段による避難を原則とする必要がある、

また、生活道路は、市道の 7 割が幅員 5.5 メートル未満と狭い道路が多く、私道、農道についても全体的に幅員が狭く、行き止まりとなっている道路も多い。

## 【那覇市内の主要道路等】



## 5 空港、港湾、モノレール等

島嶼県であることから、島嶼間、県外への移動手段は、海運、空運が担っており、災害時等においては、輸送拠点となる空港・港湾等との有機的な連携が必要とされる。

### ①空港

本市には国際及び国内空港輸送網の拠点となる那覇空港があり、那覇から県内離島間、また県外へ路線が開通されており、国際路線は、那覇からソウル、釜山、北京、南京、上海、天津、杭州、香港、台北、台中、高雄及びバンコク等へ路線が開通されている。

なお、那覇空港は自衛隊との共用空港である。

### ②港湾

本市には、重要港湾である那覇港がある。

那覇港は、那覇ふ頭、泊ふ頭、新港ふ頭、浦添ふ頭からなる沖縄県の物流拠点であり、県外からの貨物船や、県内離島を結ぶ旅客船等も就航している。また、那覇クルーズターミナルも有していることから、国内外から多くの人や物の流通がある。

### ③バス

県内最大である那覇バスターミナルを有しており、市域を網羅する形で市内外線のバスが運行している。

### ④モノレール

都市部の大量輸送機関として、沖縄都市モノレールが2両固定編成、165人定員で那覇空港駅から首里駅までの12.9キロメートル（15駅）を約27分で運行しており、今後は、首里駅から浦添市の「てだこ浦西駅」までの約4.1キロメートル（4駅）の延長が決定している。

各駅及び車両ともにバリアフリー対応のため避難には有効であるが、那覇市内のみの運行であるため、市町村域を越える避難の場合は、バス等との連絡が課題である。



## 6 米軍施設等

### ①米軍施設

本市には、那覇港湾施設（那覇軍港）がある。

### ②自衛隊施設

本市には、陸上自衛隊は第 15 旅団があり、海上自衛隊は第 5 航空群が航空自衛隊那覇基地と施設を供用している。航空自衛隊は、第 9 航空団、南西航空警戒管制隊、第 5 高射群が那覇基地に所在する。

## 7 その他

### ①危険物施設等

本市には、100 キロリットル以上の危険物を貯蔵している施設や、高圧ガス関係施設がある。

### ②ダム

那覇市繁多川に金城ダムがあり、総貯水容量は 510,000 立方メートルであるが、安里川流域の洪水対策として建設されたもので、上水用ではない。

### ③大規模集客施設

本市には、観光客が多く集まる首里城や国際通りなどの観光地や、ホテル、デパート等のほか、大人数が集まるイベント等が開催される奥武山公園・奥武山総合運動公園・沖縄セルラースタジアム那覇などの大規模集客施設が多数ある。

### ④行政機関

本市には、県庁、県議会等の他、国の各出先機関等行政機関等も集中している。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象とする。

| 類 型           | 主 な 特 徴                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 着上陸侵攻         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</li><li>・ 状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。</li><li>・ 着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</li></ul>                                                                                                   |
| ゲリラや特殊部隊による攻撃 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 突発的に被害が生ずることも考えられるため、都市部の政治経済の中核、モノレール、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要。</li><li>・ 少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定されることから主な被害は施設の破壊等が考えられるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。</li><li>・ ＮＢＣ兵器（核兵器、生物兵器、科学兵器）やダーティボム（放射線物質の飛散により放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用させることも想定される。</li></ul> |
| 弾道ミサイル攻撃      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難である。</li><li>・ 極めて短時間に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</li></ul>                                                                                                                         |
| 航空攻撃          | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li><li>・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス・水道等の生活生命線）となるインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。</li></ul>                                                                            |

※ 武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターン等により異なり、上記の4類型についても、複合して起こることが多いと考えられる。

## 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象とする。

| 類 型                              | 事 態 例                                                                                                                                                           |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>・ 危険物積載船、車両、貨物への攻撃</li> <li>・ ダムの破壊</li> </ul>                                                  |
| 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>・ モノレール等の爆破</li> </ul>                                                                     |
| 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>・ 水源地に対する毒物等の混入</li> </ul> |
| 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・ 弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>                                                                  |

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備に係る業務の実施に努める。

##### 【市の各部局における平素の業務】（第41条）

| 部 局 名 | 分 掌 業 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各部局共通 | <ul style="list-style-type: none"><li>・関係する機関との連絡調整に関する事</li><li>・所管する市有施設の管理に関する事</li><li>・職員の初動体制の整備に関する事</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 総務部   | <ul style="list-style-type: none"><li>・国民保護に関する業務の総括に関する事</li><li>・市国民保護協議会の運営に関する事</li><li>・市国民保護計画に関する事</li><li>・避難実施要領のパターンの作成に関する事</li><li>・警報及び緊急通報の伝達に関する事</li><li>・市民に対する啓発、広報に関する事</li><li>・国民保護についての研修及び訓練に関する事</li><li>・物資及び資材の備蓄に関する事</li><li>・市対策本部、市緊急対処事態対策本部に関する事</li><li>・特殊標章等の管理及び交付等に関する事</li><li>・職員の安否確認、配備調整に関する事</li><li>・国民保護に関する情報の総括に関する事</li><li>・その他各部局に属さない国民保護措置等に関する事</li></ul> |
| 企画財務部 | <ul style="list-style-type: none"><li>・施設被害の収集計画に関する事</li><li>・被災者、応急要員、物資等の緊急輸送計画に関する事</li><li>・災害救援物資の受付、仕分け及び搬送計画に関する事</li><li>・庁内 LAN、ネットワークの管理に関する事</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                             |

|                                |                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市みらい部                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送計画の策定に関すること</li> <li>・ 那覇港管理組合との相互連絡に関すること</li> <li>・ 沖縄都市モノレールとの相互連絡に関すること</li> </ul>                                    |
| まちなみ共創部                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、橋梁等の管理及び応急対策計画に関すること</li> <li>・ 緊急輸送道路の確保計画に関すること</li> <li>・ 市営住宅に関すること</li> </ul>                                         |
| 経済観光部                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急食料、生活必需品等の調達に関する計画策定に関すること</li> <li>・ 観光客への情報提供計画に関すること</li> <li>・ 家畜伝染病の予防、防疫に関する</li> </ul>                               |
| 環境部                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般及び災害廃棄物処理計画に関すること</li> <li>・ 避難地域における環境保全計画に関すること</li> <li>・ 遺体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること</li> <li>・ 防疫に関すること</li> </ul>            |
| 市民文化部                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民相談窓口の設置、運営計画に関すること</li> <li>・ 安否情報の収集(報告・照会・回答)体制整備に関すること</li> </ul>                                                        |
| 福祉部                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・ ボランティア等の情報収集に関すること</li> </ul>                                             |
| 健康部                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難住民等の健康維持対策計画に関すること</li> <li>・ 医療班、救護所との連絡調整に関すること</li> <li>・ 感染症の予防、防疫に関すること</li> <li>・ 地方独立行政法人那覇市立病院との調整に関すること</li> </ul> |
| こどもみらい部                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設、保育園利用者等の安全確保計画に関すること</li> </ul>                                                                                        |
| 出納室                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部の出納に関すること</li> <li>・ 義援金及び見舞金の受付、保管及び出納に関すること</li> </ul>                                                                    |
| 生涯学習部                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設、運営計画に関すること</li> </ul>                                                                                                  |
| 学校教育部                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校における避難誘導計画に関すること</li> <li>・ 避難所の開設、運営計画に関すること</li> </ul>                                                                  |
| 上下水道局                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上下水道施設の応急復旧計画に関すること</li> <li>・ 応急給水計画の策定に関すること</li> </ul>                                                                     |
| 消防局                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防及び消防団の体制整備に関すること</li> <li>・ 武力攻撃災害への対処計画に関すること(救急・救助を含む。)</li> </ul>                                                        |
| 議会事務局・選挙<br>管理委員会・監査<br>委員事務局等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部局に対する支援に関すること</li> </ul>                                                                                                    |

## 2 市職員の参集基準等

(第41条)

### (1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防局及び消防署との連携を図りつつ当直体制を整備するなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

| 体 制          | 参 集 基 準                                                                |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|
| ①担当部署体制      | 国民保護担当部署職員が参集                                                          |
| ②市危機管理対策本部体制 | 那覇市危機管理対策本部設置要綱に基づき、本部員が参集するが、以下、部員及びその他の職員の参集については、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 |
| ③市対策本部体制     | 全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集                                                    |

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

| 事態の状況 | 体 制 の 判 断 基 準                                       |                                                     | 体制 |
|-------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----|
| 事態認定前 | 市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合                       |                                                     | ①  |
|       | 市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案発生を把握した場合） |                                                     | ②  |
| 事態認定後 | 市対策本部設置の通知がない場合                                     | 市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合                       | ①  |
|       |                                                     | 市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案発生を把握した場合） | ②  |
|       | 市対策本部設置の通知を受けた場合                                    |                                                     | ③  |

※ ①、②の体制を整えるかどうかの判断は、市長又は副市長、政策統括調整監が行なうものとする。

(4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策本部副本部長、市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策本部副本部長及び市対策本部員の代替職員】

| 名 称               | 代替職員(第 1 順位) | 代替職員(第 2 順位)       | 代替職員(第 3 順位)       |
|-------------------|--------------|--------------------|--------------------|
| 市長(本部長)           | 総務部を担当する副市長  | 他の副市長              | 政策統括調整監            |
| 総務部を担当する副市長(副本部長) | 他の副市長(副本部長)  | 政策統括調整監            | 総務部長               |
| 教育長(本部員)          | 生涯学習部長       | 学校教育部長             |                    |
| 消防局長(本部員)         | 消防局次長        | 署長                 | 各課長                |
| 上下水道事業管理者(本部員)    | 上下水道部長       | 上下水道部副部長<br>(事務総括) | 上下水道部副部長<br>(技術総括) |
| 総務部長(本部員)         | 総務部副部長       | 防災危機管理課長           | 総務課長               |
| その他部長(本部員)        | 副部長          | 庶務担当課長             |                    |
| 議会事務局長(本部員)       | 議会事務局次長      | 庶務課長               |                    |
| 監査委員事務局長(本部長)     | 監査委員事務局副参事   |                    |                    |

(6) 職員の服務基準

(3)①～③の体制における、参集した職員の行うべき所掌事務は以下のとおりとする。

【参集した職員の主な所掌事務】

| 体 制          | 所 掌 事 務                |
|--------------|------------------------|
| ①担当部署体制      | ・ 県及び関係機関からの情報収集、連絡調整  |
| ②市危機管理対策本部体制 | ・ 市対策本部体制に準じる          |
| ③市対策本部体制     | ・ 第 3 編第 2 章に定めるところによる |

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、その整備に努める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保            等

### 3 消防機関の体制

(1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局及び消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準等を参考に消防団員の参集基準を定める。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済 (第175条)

市は、武力攻撃事態等が認定された場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に対応する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

|                                |                                                                          |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| <b>損失補償</b><br>(法第 159 条第 1 項) | 特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)                                             |
|                                | 特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)                                           |
|                                | 土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)                                                   |
|                                | 応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項、第 5 項)                                       |
| <b>損害補償</b><br>(法第 160 条)      | 国民への協力要請によるもの。<br>(法第 70 条第 1・3 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項) |
| 不服申立てに関する事。 (法第 6 条、第 175 条)   |                                                                          |
| 訴訟に関する事。 (法第 6 条、第 175 条)      |                                                                          |

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮をする。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制等の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保 (第35条第3項)

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

#### (4) 在沖米軍との意思疎通

市は、米軍施設周辺住民の避難等の国民保護措置に必要な事項について、県が在沖米軍の担当窓口をとおして意思疎通し、必要な連携を図る。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難方法、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議 (第35条第5項)

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 国の機関等との連携

(1) 指定行政機関等との連携

市は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。

(2) 自衛隊との連携

市は、自衛隊の部隊等の派遣の要請を求める場合があることから、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、自衛隊と必要な連携を図る。

### 4 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携 (第35条第4項)

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、離島からの避難受入れ、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市及び消防局は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

## 5 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連携体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 6 自主防災組織等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援 (第4条第3項)

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等の活動環境の整備 (第4条第3項)

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社沖縄県支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備（第156条）

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### (2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、市の所有する通信網の整備により重要通信を確保するとともに、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、県に準じた通信体制の整備確保に努める。また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

|        |                                                                                                   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設・設備面 | ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。                                        |
|        | ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 |
|        | ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。                                                      |
|        | ・被災現場の状況を関連機関のヘリコプターテレビシステム等により収集し、対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。                                   |
|        | ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。                                            |

|     |                                                                                                                                                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>                                                                                     |
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>                                               |
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を勘案し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>           |
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>      |
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>                                                                                               |
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>                                                                  |
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul> |

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備（第126条）

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

#### (3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備（第47条）

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者及び外国人等に対する伝達に配慮する。

#### (2) 防災行政無線の活用

市は、武力攻撃事態等において、警報の内容の伝達等が的確かつ迅速に行なわれるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携した防災行政無線を活用する。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて第十一管区海上保安本部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うことになる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるように、各種の取組みを推進する。

その際、防災の取組みで組織した自主防災組織など既存の取組みの活用を図るとともに、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式（第94条）

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に定める安否情報収集様式第1号及び様式第2号により情報を収集する。ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。

また、収集した安否情報は、安否情報省令第2条に定める安否情報報告書様式第3号の内容を消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用して報告し、安否情報システムを利用できない場合は、安否情報報告書様式第3号により県に報告する。

ここでいう住民には、那覇市の住民以外の者で那覇市に在る者及び那覇市で死亡した者も含まれる。

なお、収集及び報告すべき情報は以下のとおりである。

【収集・報告すべき安否情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

（２）安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

（３）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（      年      月      日      時      分）

|                                                                          |                      |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| ① 氏名                                                                     |                      |
| ② フリガナ                                                                   |                      |
| ③ 出生の年月日                                                                 | 年      月      日      |
| ④ 男女の別                                                                   | 男                  女 |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。）                                                           |                      |
| ⑥ 国籍                                                                     | 日本      その他（      ）  |
| ⑦ その他個人を識別するための情報                                                        |                      |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当                                                              |                      |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況                                                              |                      |
| ⑩ 現在の居所                                                                  |                      |
| ⑪ 連絡先その他必要情報                                                             |                      |
| ⑫ 親族・同居者からの照会があれば、<br>①～⑪を回答する予定ですが、回答<br>を希望しない場合は○を囲んで下<br>さい。         | 回答を希望しない             |
| ⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を<br>回答する予定ですが、回答を希望し<br>ない場合は○を囲んで下さい。                  | 回答を希望しない             |
| ⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の<br>者からの照会に対する回答又は<br>公表することについて、同意するか<br>どうか○で囲んで下さい。 | 同意する<br><br>同意しない    |
| ※ 備 考                                                                    |                      |

（注 1） 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

## 安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（      年      月      日      時      分）

|                                       |                     |
|---------------------------------------|---------------------|
| ① 氏名                                  |                     |
| ② フリガナ                                |                     |
| ③ 出生の年月日                              | 年      月      日     |
| ④ 男女の別                                | 男      女            |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。）                        |                     |
| ⑥ 国籍                                  | 日本      その他（      ） |
| ⑦ その他個人を識別するための情報                     |                     |
| ⑧ 死亡の日時、場所及び状況                        |                     |
| ⑨ 遺体が安置されている場所                        |                     |
| ⑩ 連絡先その他必要情報                          |                     |
| ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意 | 同意する<br><br>同意しない   |
| ※ 備 考                                 |                     |

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

|          |  |     |  |
|----------|--|-----|--|
| ⑪の同意回答者名 |  | 連絡先 |  |
| 同意回答者住所  |  | 続 柄 |  |

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直前の直系親族を原則とします。

## 安否情報報告書

報告日時 年 月 日 時

市町村名 担当者名

| ②フリガナ | ③出生の<br>年月日 | ④男女<br>の別 | ⑤住所 | ⑥国籍 | ⑦その他個人<br>を識別するた<br>めの情報 | ⑧負傷<br>(疾病)<br>の該当 | ⑨負傷又<br>は疾病の<br>状況 | ⑩現在<br>の居所 | ⑪連絡先<br>その他必<br>要情報 | ⑫親族、同<br>居者への回<br>答の希望 | ⑬知人<br>への回<br>答の希<br>望 | ⑭親族・<br>居者・知<br>以外の<br>への回<br>又は公表 |
|-------|-------------|-----------|-----|-----|--------------------------|--------------------|--------------------|------------|---------------------|------------------------|------------------------|------------------------------------|
|       |             |           |     |     |                          |                    |                    |            |                     |                        |                        |                                    |
|       |             |           |     |     |                          |                    |                    |            |                     |                        |                        |                                    |
|       |             |           |     |     |                          |                    |                    |            |                     |                        |                        |                                    |
|       |             |           |     |     |                          |                    |                    |            |                     |                        |                        |                                    |
|       |             |           |     |     |                          |                    |                    |            |                     |                        |                        |                                    |
|       |             |           |     |     |                          |                    |                    |            |                     |                        |                        |                                    |
|       |             |           |     |     |                          |                    |                    |            |                     |                        |                        |                                    |

この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、

「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、希望は同意について

特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

#### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

##### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

##### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

#### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
那 覇 市

##### 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

##### 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

##### 3 人的・物的被害状況

| 市町村名 | 人 的 被 害 |       |       |     | 住 家 被 害 |     | その他 |
|------|---------|-------|-------|-----|---------|-----|-----|
|      | 死 者     | 行方不明者 | 負 傷 者 |     | 全 壊     | 半 壊 |     |
|      |         |       | 重 傷   | 軽 傷 |         |     |     |
|      |         |       |       |     |         |     |     |
|      | (人)     | (人)   | (人)   | (人) | (棟)     | (棟) |     |
|      |         |       |       |     |         |     |     |
|      |         |       |       |     |         |     |     |
|      |         |       |       |     |         |     |     |

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

| 市町村名 | 年月日 | 性 別 | 年 齢 | 概 況 |
|------|-----|-----|-----|-----|
|      |     |     |     |     |
|      |     |     |     |     |
|      |     |     |     |     |

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する職員を育成するため、国や県の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、国、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施（第42条）

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等と連携し、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対処訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地帯を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。（災害対策基本法第48条第1項）

## （２）訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練
- ② 市対策本部設置運営訓練
- ③ 警報・避難の指示等の通知及び伝達訓練
- ④ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ⑤ 避難誘導訓練
- ⑥ 救援訓練

## （３）訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会・自主防災組織などに協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の避難計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、避難訓練時における歩行者又は車両の通行規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

#### 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 区域内の人口分布（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 区域内の道路網のリスト
  - ※避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路リスト
- 輸送力のリスト
  - ※県から提供を受けるバスや船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ（バス網、保有車両数等）
- 避難施設のリスト
  - ※避難住民の収容能力や屋内外の別等についてのリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
  - ※備蓄物資の所在地、数量及び主要な民間事業者のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
  - ※避難等に影響を与えかねない一定規模以上のもの
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会・自主防災組織等の連絡先一覧
  - ※代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先住所、連絡先等
- 消防機関のリスト
  - ※消防局・消防署の所在地等一覧、消防団長の連絡先
  - ※消防機関の装備資機材のリスト
- 海図、港湾図、港湾施設のリスト
- 臨時ヘリポートのリスト
- 那覇市災害時要援護者避難支援計画

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者及び外国人等の要配慮者への配慮 (第9条)

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、那覇市災害時要援護者避難支援計画の活用を図るなど避難対策を講じるとともに、外国人の避難に備え、外国人向け放送の実施、訓練などに努める。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保 (第70条)

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これらの企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携 (第42条)

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 交通の確保に関する連携

市は、道路管理者として交通規制や通行禁止措置等の状況に関する情報を共有するなど、国、県の道路管理者や県警察等と連携して交通の確保に努める。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防団、県、県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、地域の特性等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。(第61条)

この場合において、自ら避難することが困難な高齢者、障がい者等の避難方法について配慮するものとする。

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整 (第76条)

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が県で行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

##### ○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車両等（モノレール、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

##### ○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② モノレール（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

#### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際して、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。(第148条)

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて又は市が保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

| 国民保護法施行令 | 各号  | 施設の種類                                | 所管省庁名           |
|----------|-----|--------------------------------------|-----------------|
| 第27条     | 1号  | 発電所、変電所                              | 経済産業省           |
|          | 2号  | ガス工作物                                | 経済産業省           |
|          | 3号  | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池                   | 厚生労働省           |
|          | 4号  | 鉄道施設、軌道施設                            | 国土交通省           |
|          | 5号  | 電気通信事業用交換設備                          | 総務省             |
|          | 6号  | 放送用無線設備                              | 総務省             |
|          | 7号  | 水域施設、係留施設                            | 国土交通省           |
|          | 8号  | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設                | 国土交通省           |
|          | 9号  | ダム                                   | 国土交通省           |
| 第28条     | 1号  | 危険物                                  | 総務省消防庁          |
|          | 2号  | 劇薬物(毒物及び劇物取締法)                       | 厚生労働省           |
|          | 3号  | 火薬類                                  | 経済産業省           |
|          | 4号  | 高圧ガス                                 | 経済産業省           |
|          | 5号  | 核燃料物質(汚染物質を含む。)                      | 原子力規制委員会        |
|          | 6号  | 核原料物質                                | 原子力規制委員会        |
|          | 7号  | 放射性同位元素(汚染物質を含む。)                    | 原子力規制委員会        |
|          | 8号  | 毒劇物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) | 厚生労働省、<br>農林水産省 |
|          | 9号  | 電気工作物内の高圧ガス                          | 経済産業省           |
|          | 10号 | 生物剤、毒素                               | 各省庁(主務大臣)       |
|          | 11号 | 毒性物質                                 | 経済産業省           |

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置（施設の種別等に応じて、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など）を実施する。この場合において、県警察及び第十一管区海上保安本部等との連携を図る。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市民及び市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

#### 1 市民における備蓄

武力攻撃災害等の発生時には、人的及び建物被害等の発生が予想されることから、非常時に備え、市民は、3日分以上（安心のため7日分以上）の飲料水や食糧及び生活必需品等の非常持出品の備蓄に努める。また、市は、市民一人ひとりが「自助」、「近助」、「共助」の精神のもと、平常時から十分な備えを行うとともに、非常時には迅速かつ的確な行動をとることなどについて啓発を行うよう努める。

#### 2 市における備蓄

##### （1）防災のための備蓄との関係（第146条）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

##### （2）国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（第145条）

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

##### （3）県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検 (第142条)

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の代替性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身に付け、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法（第43条）

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努めるとともに、日本赤十字社沖縄県支部、県、消防機関等とともに、傷病者の応急手当の方法について住民への普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1 事態認定前における市危機管理対策本部の設置及び初動措置

##### (1) 市危機管理対策本部の設置等及び招集等

- ① 武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合等には、情報収集と迅速な連絡体制の確保を行うため、当初は防災危機管理課により「担当部署体制」をとるものとする。
- ② 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。消防局においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。
- ③ 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察へ連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市長を本部長とする「市危機管理対策本部」を速やかに設置し、必要に応じて市危機管理対策本部会議を招集する。
- ④ 「担当部署体制」、「市危機管理対策本部」は、消防局及び関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市危機管理対策本部を設置した場合は、県に連絡を行う。

## (2) 初動措置の確保

市は、「担当部署体制」、「市危機管理対策本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を確保する。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

## (3) 関係機関への支援の要請（第16条、第17条）

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

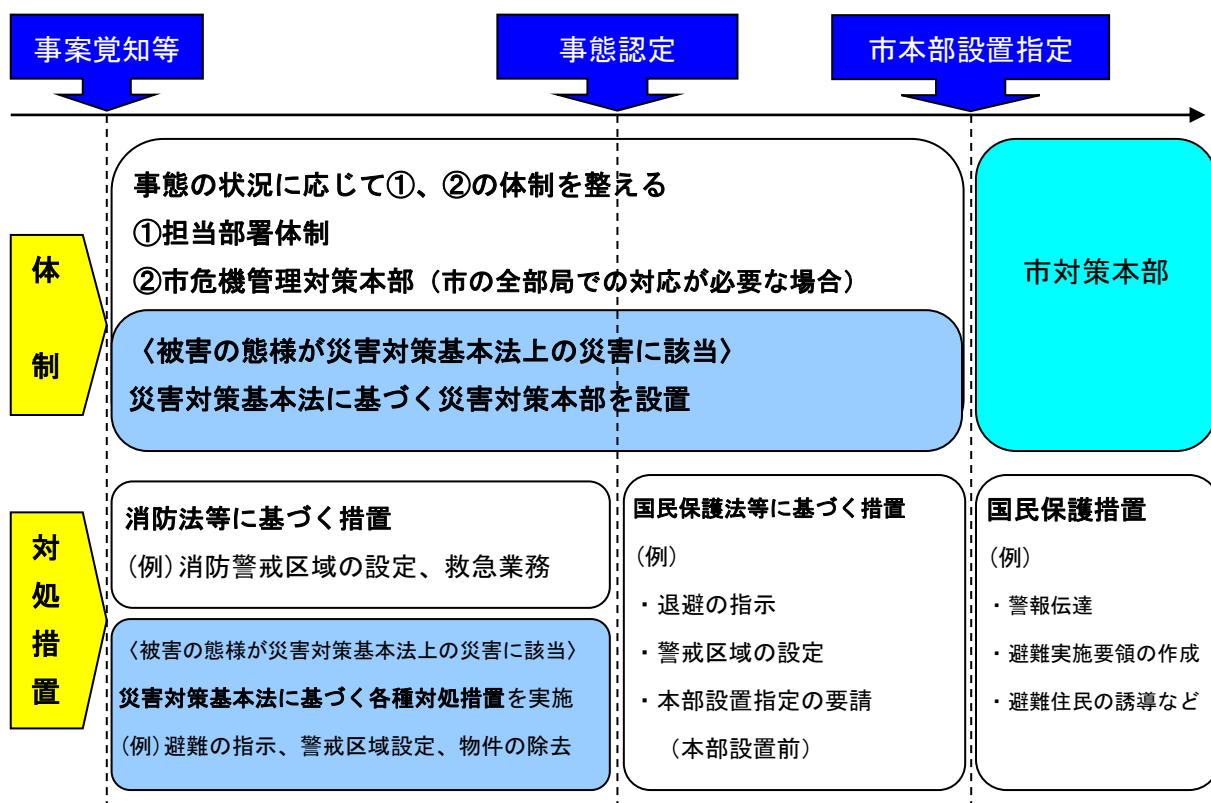
## (4) 対策本部への移行に要する調整

「市危機管理対策本部」等を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに「市危機管理対策本部」等を廃止する。

### ※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部署に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当部署体制を立ち上げ、又は、市危機管理対策本部を設置して、即応態勢の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集態勢の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 市対策本部を設置すべき市町村の指定通知（第25条）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市対策本部の設置（第27条）

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。事前に市危機管理対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

##### ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、庁内放送及び無線連絡網等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、本庁舎5階庁議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

##### ⑤ 市対策本部設置の連絡

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。また、市対策本部担当者等は、市対策本部を設置した旨を県に連絡するとともに、必要に応じ指定地方公共機関等の関係機関に連絡する。

##### ⑥ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等（ロジスティックの確保）を行う。

⑦ 本部の代替機能の確保

市は、本庁舎が被災等により使用できない場合に備え、以下の順位により市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により以下の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1位〕 消防局庁舎

〔第2位〕 市民協働プラザ

〔第3位〕 首里支所

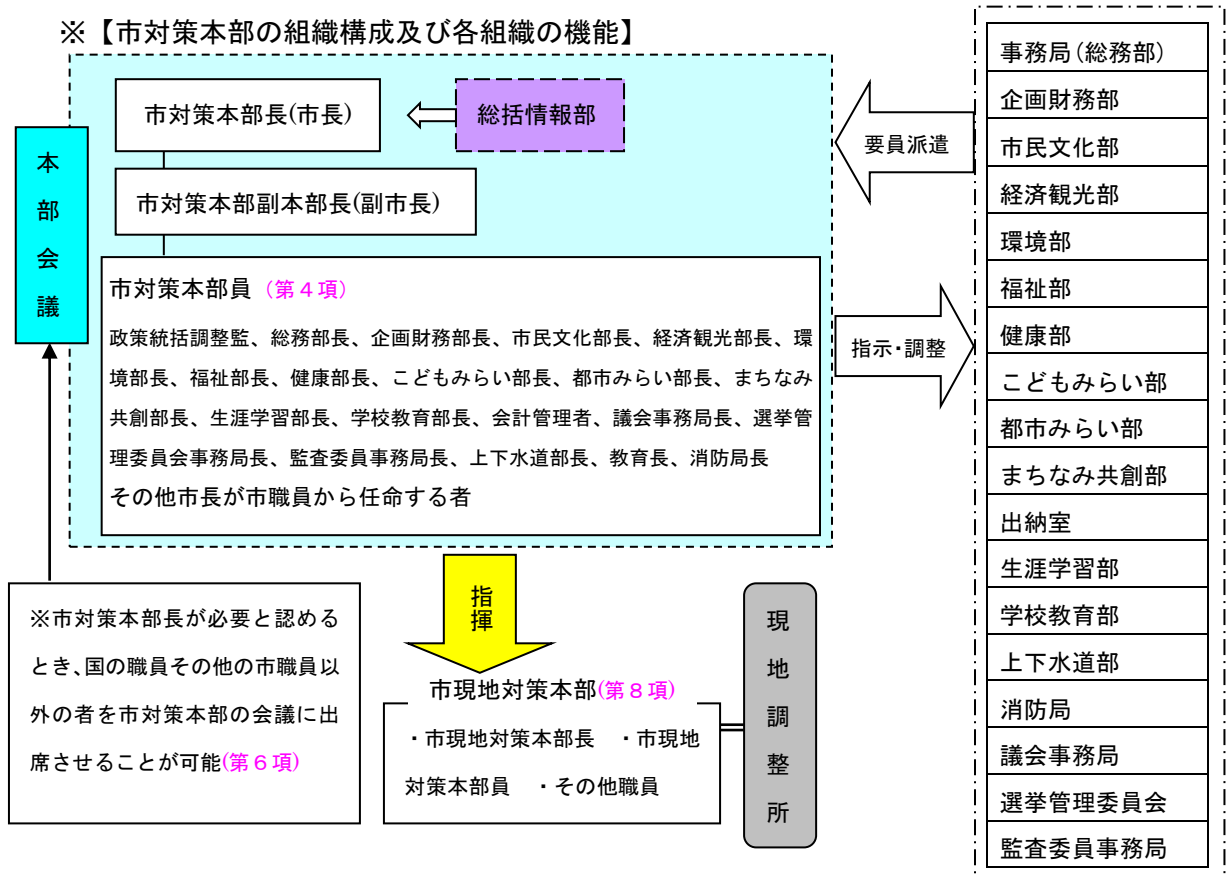
また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定要請等 (第26条第2項)

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能 (第28条)

市対策本部の組織及び各組織の機能は以下のとおりとする。



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局において措置を実施するものとする。

(市対策本部には、各部局から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

※【総括情報部】

| 班 名   | 機 能                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総 括 班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が実施する国民保護措置の総括に関すること</li> <li>・市対策本部等の設置、運営及び廃止に関すること</li> <li>・市対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>・情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</li> </ul>                                                                        |
| 対 策 班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う国民保護措置に関する調整</li> <li>・他の市町村に対する応援要請、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入れ等広域応援に関する事項</li> <li>・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> </ul>                                                                                                                      |
| 情報通信班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の情報に関する国、県、他の市町村等の関係機関からの情報収集、整理、集約及び県への報告に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報      ○避難や救援の実施状況      ○災害への対応状況</li> <li>○安否情報      ○その他総括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> <li>・通信回線や通信機器の確保</li> </ul> |
| 広 報 班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者発表等の対外的な広報活動</li> </ul>                                                                                                                                                                                                 |
| 庶 務 班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理</li> <li>・市対策本部員の食糧の調達等庶務に関する事項</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |

※【市の各部局における武力攻撃事態の業務】

| 部 局 名 | 分 掌 業 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各部局共通 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護措置の実施に関すること</li> <li>・ 所管する市有施設等の被災情報等の収集に関すること</li> <li>・ 部員の安否確認に関すること</li> <li>・ 住民の避難誘導の実施に関すること</li> <li>・ 関係する指定（地方）行政機関からの情報収集、連絡調整等に関すること</li> <li>・ 関係する指定（地方）公共機関からの情報収集、連絡調整等に関すること</li> <li>・ 関係するボランティア等の支援に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 総務部   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市対策本部等の設置、運営及び廃止に関すること</li> <li>・ 避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・ 警報及び緊急通報の伝達に関すること</li> <li>・ 広報に関すること</li> <li>・ 市各部、県、指定公共機関等との連絡調整に関すること</li> <li>・ 職員の安否確認、職員の配備調整に関すること</li> <li>・ 国民保護に関する情報の総括に関すること</li> <li>・ 物資及び資材の提供に関すること</li> <li>・ 国民保護措置に伴う出納経理に関すること</li> <li>・ 特殊標章等の交付及び管理に関すること</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に関すること</li> <li>・ 国民保護法第 151 条、152 条に基づく職員の派遣要請又はあっせんの要求に関すること</li> <li>・ 職員の健康管理及び国民保護措置従事職員の公務災害に関すること</li> <li>・ 庁舎の整備、保全対策に関すること</li> <li>・ その他各部局に属さない国民保護措置等に関すること</li> </ul> |
| 企画財務部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設被害の収集に関すること</li> <li>・ 住民の避難誘導に関すること</li> <li>・ 国民保護措置に要する予算に関すること</li> <li>・ 被災者、応急要員、物資等の緊急輸送に関すること</li> <li>・ 災害救援物資の受付、仕分け及び搬送に関すること</li> <li>・ 公的徴収金の徴収猶予及び減免、納入期限の延期等に関すること</li> <li>・ 総合行政情報通信ネットワーク及び庁内 LAN 等の維持・管理に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 市民文化部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民相談窓口の設置、運営に関すること</li> <li>・ 安否情報の収集、整理、報告、照会への対応に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 経済観光部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急食料、生活必需品等の調達に関すること</li> <li>・ 観光客への情報提供等に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 環境部   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般ごみ、し尿及び災害廃棄物等の処理に関すること</li> <li>・ 避難地域における環境保全、防疫に関すること</li> <li>・ 遺体の埋葬及び処理に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉部              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること</li> <li>・ ボランティア受入れ配置、調整に関すること</li> </ul>                                                                                                                                        |
| 健康部              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害時における医療及び助産に関すること</li> <li>・ 医療班、救護所との連絡調整に関すること</li> <li>・ 地方独立行政法人那覇市立病院との連絡調整に関すること</li> <li>・ 日本赤十字社沖縄県支部等の医療関係機関・団体との連絡調整に関すること</li> <li>・ 避難住民等の健康維持に関すること</li> <li>・ 避難施設等における保健衛生及び防疫等に関すること</li> </ul> |
| こどもみらい部          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設、保育園利用者等の安全確保に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                  |
| 都市みらい部           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災市街地の復旧に関すること</li> <li>・ 被災建築物等の危険度判定の実施に関すること</li> <li>・ 那覇港管理組合との相互連絡に関すること</li> <li>・ 都市モノレールの状況把握及び緊急輸送に係る連絡調整に関すること</li> <li>・ 都市公園内防災施設（耐震性貯水槽等）の稼働及び管理に関すること</li> </ul>                                       |
| まちなみ共創部          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通不通箇所及び通行路線の把握に関すること</li> <li>・ 道路、橋梁等の保全及び応急対策に関すること</li> <li>・ 緊急輸送道路の確保に関すること</li> <li>・ 被災者の市営住宅への入居のあっせんに関すること</li> <li>・ 応急仮設住宅の建設に関すること</li> </ul>                                                            |
| 出納室              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部の出納に関すること</li> <li>・ 義援金及び見舞金の受付、保管及び出納に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                            |
| 生涯学習部            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設、運営に関すること</li> <li>・ 施設の保全に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                     |
| 学校教育部            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立校における避難誘導に関すること</li> <li>・ 避難所の開設、運営に関すること</li> <li>・ 被災児童生徒への学用品給与、校納金の減免等に関すること</li> </ul>                                                                                                                        |
| 上下水道部<br>（上下水道局） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上下水道施設の保全及び応急復旧に関すること</li> <li>・ 応急給水計画に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                              |
| 消防局              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害への対処に関すること（警戒区域の設定を含む。）</li> <li>・ 消火活動、救急、救助活動に関すること</li> <li>・ 地域住民の避難誘導に関すること</li> <li>・ 消防相互応援協定等、緊急消防援助隊等の応援要請に関すること</li> <li>・ 市有生活関連等施設の安全確保に関すること</li> </ul>                                            |
| 議会事務局            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部局に対する支援に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                            |
| 選挙管理委員会<br>事務局   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部局に対する支援に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                            |
| 監査委員事務局          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部局に対する支援に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                            |

#### (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

※【市対策本部における広報体制】

##### ①広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報責任者を置く。

##### ②広報手段

記者会見、テレビ・ラジオ放送、インターネットホームページ、広報誌、携帯メール、SNS、問い合わせ窓口の開設等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に情報提供できる体制を整備する。

##### ③留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ロ) 県と連携した広報体制を構築すること。

#### (5) 市現地対策本部の設置（第28条第8項）

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策本部副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地関係機関（県、消防機関、県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、「現地調整所」を設置し、現地関係機関との情報共有及び活動調整を図るものとする。

なお、現地調整所を速やかに設置する必要がある場合に、市以外の現地関係機関が現地調整所を設置したときは、市は当該現地調整所に職員を参画させ、関係機関による円滑な連絡が図られるよう積極的に連絡調整を当たらせるものとする。

【現地調整所の性格について】

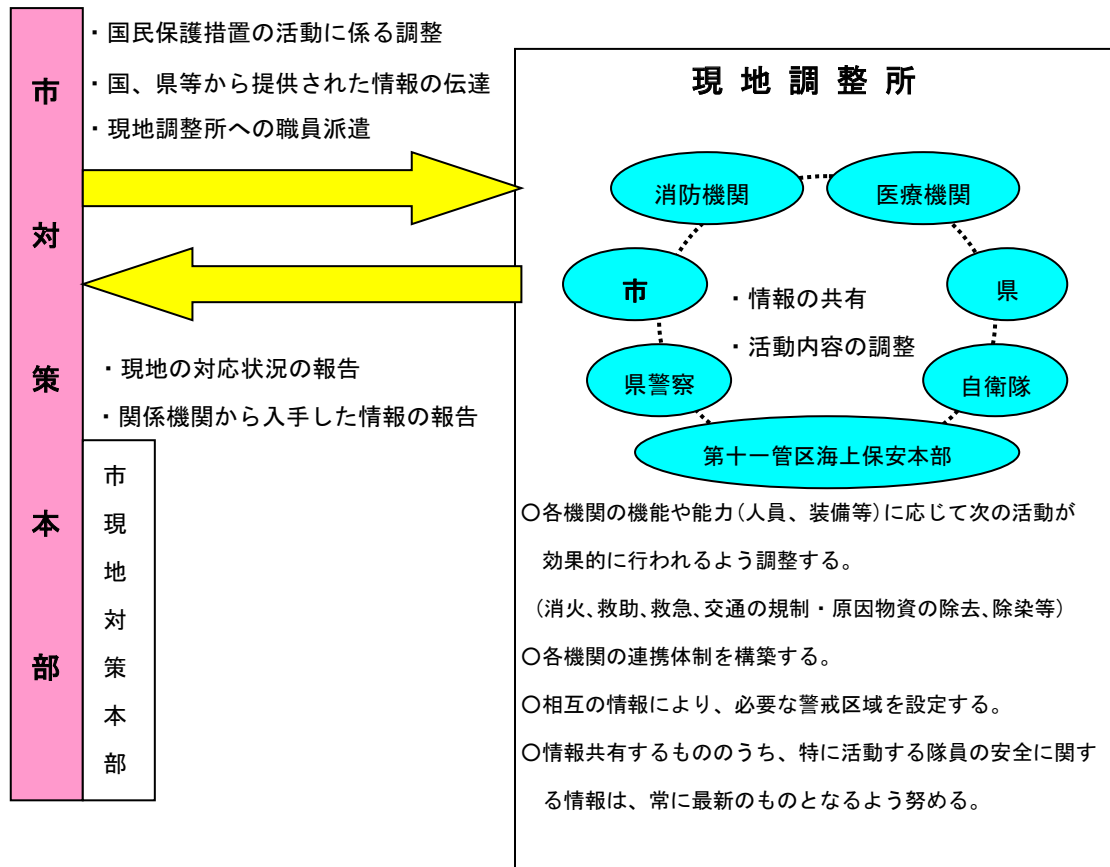
- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが想定される。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において各活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。
- ③ 近隣に適当な公共施設等がある場合や、気象状況等により屋外設置が難しい場合には屋内設置（体育館、講堂等）を検討する。屋内設置が有効な理由として既存インフラ（電話・FAX等通信設備、給水等）の活用、セキュリティ対策、関係機関による円滑な意思疎通・情報共有が可能となる。
- ④ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動、救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。又、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ⑤ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）

（注） 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるが、市は、市国民保護協議会や訓練等を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うよう努める。

※【現地調整所の組織編成例】



(7) 市対策本部長の権限 (第29条)

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整 (第29条第5項)

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請 (第29条第6項)

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め（第29条第8項）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（第29条第9項）

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め（第29条第10項）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、適切な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにする。

（8）市対策本部の廃止（第30条）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

なお、引き続き本市で対応が必要な場合は、市危機管理対策本部を設置する。

## 2 通信の確保

（1）情報通信手段の確保

市は、携帯電話、M C A無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

（2）情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省沖縄総合通信事務所にその状況を連絡する。

（3）通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について以下のとおり定める。

#### 1 国・県対策本部との連携

##### (1) 国・県対策本部との連携

市は、県対策本部及び、県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

##### (2) 国・県現地対策本部との連携（第28条第8項）

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

##### (3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する者が出席し、国民保護に関する情報を交換し、国、県、市、関係機関等が実施する国民保護措置について相互に協力する。

#### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

##### (1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

##### (2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。（第29条第7項）

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 (第29条第7項)

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

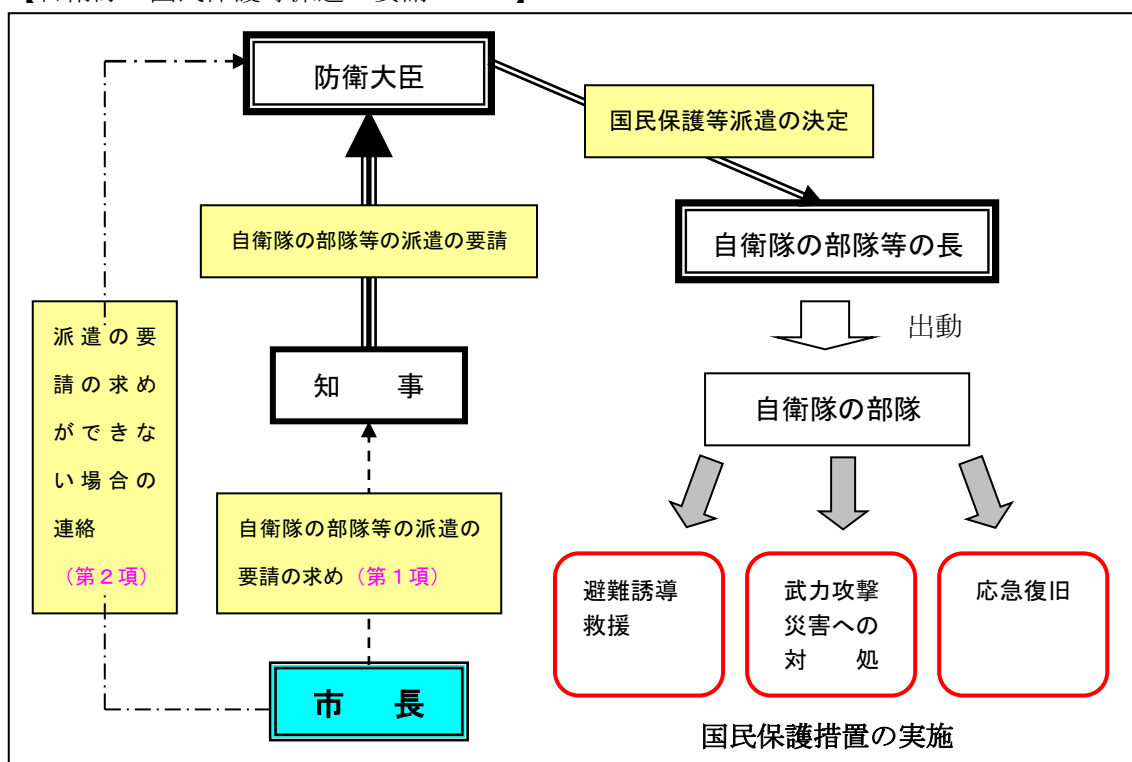
### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊沖縄地方協力本部又は市国民保護協議会委員たる隊員等を通じて、陸上自衛隊にあっては第15旅団第51普通科連隊、海上自衛隊にあっては佐世保地方総監部防衛部、航空自衛隊にあっては第9航空団防衛部を介し、防衛大臣に連絡する。(第20条)

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

#### 【自衛隊の国民保護等派遣の要請フロー】



- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊の他、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

※【自衛隊の活動内容】

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り以下の国民保護措置を実施することとなっている。

| 項 目          | 活 動 内 容                                  |
|--------------|------------------------------------------|
| ①避難住民の誘導     | 誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等                   |
| ②避難住民等の救援    | 食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等          |
| ③武力攻撃災害への対処  | 被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等 |
| ④武力攻撃災害の応急復旧 | 危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等                 |

#### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

（１）他の市長村長等への応援の要求（第 17 条）

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市長村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間で、あらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- ③ 市が他の市町村に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、必要に応じその内容について県を通じて国の対策本部に連絡を行う。

（２）県への応援の要求（第 18 条）

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託 (第19条)

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- 上記に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法第252条の17第1項に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。(第151条)

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。(第152条)

## 6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等 (第17条)

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 (第21条第2項)

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援 (第4条第3項、第22条)

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等 (第4条第3項、第22条)

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、そのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入れ体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。(第70条)

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

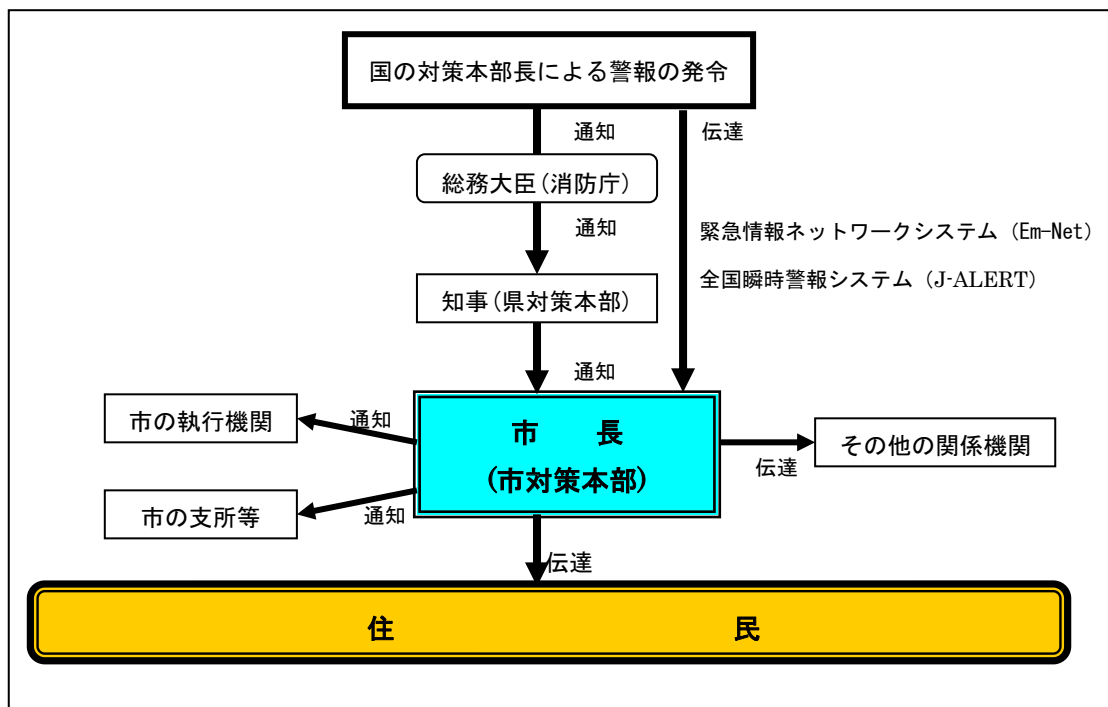
##### (1) 警報の内容の伝達 (第47条)

市は、県から警報の内容の通知を受けたときや、緊急情報ネットワーク (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) により緊急情報を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法 (伝達先、手段、伝達順位) により、速やかに住民及び関係のある公私の団体 (消防団、自治会、社会福祉協議会など) に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関 (教育委員会、市立病院、保育園など) に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.naha.okinawa.jp>) に警報の内容を掲載する。

#### 【市長から関係機関への警報の通知・伝達】



## 2 警報の内容の伝達方法

(第47条)

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア) この場合においては、原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。

イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

※ また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、その職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素から地域との密接な繋がりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部等との連携の下で避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則としてサイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報（武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認められる時に、知事が発令する）の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。（第99条～第101条）

#### 【緊急通報の一例】

##### 武力攻撃災害に関する緊急通報（一例）

沖 縄 県 知 事

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分 発令

#### ○ 武力攻撃災害の現状及び予測

- ・ A市〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様。
- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・海上保安庁・自衛隊等関係機関による調査が行われている。

#### ○ 留意事項

- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、沖縄県知事公室防災危機管理課または、最寄りの警察、管区海上保安本部等、市町村、消防へ電話、ファックス、電子メール等で連絡すること。

（県防災危機管理課 TEL:098-866-2143 FAX:098-866-3204 E-mail : aa070700@pref.okinawa.lg.jp）

## 第2 避難住民の誘導等

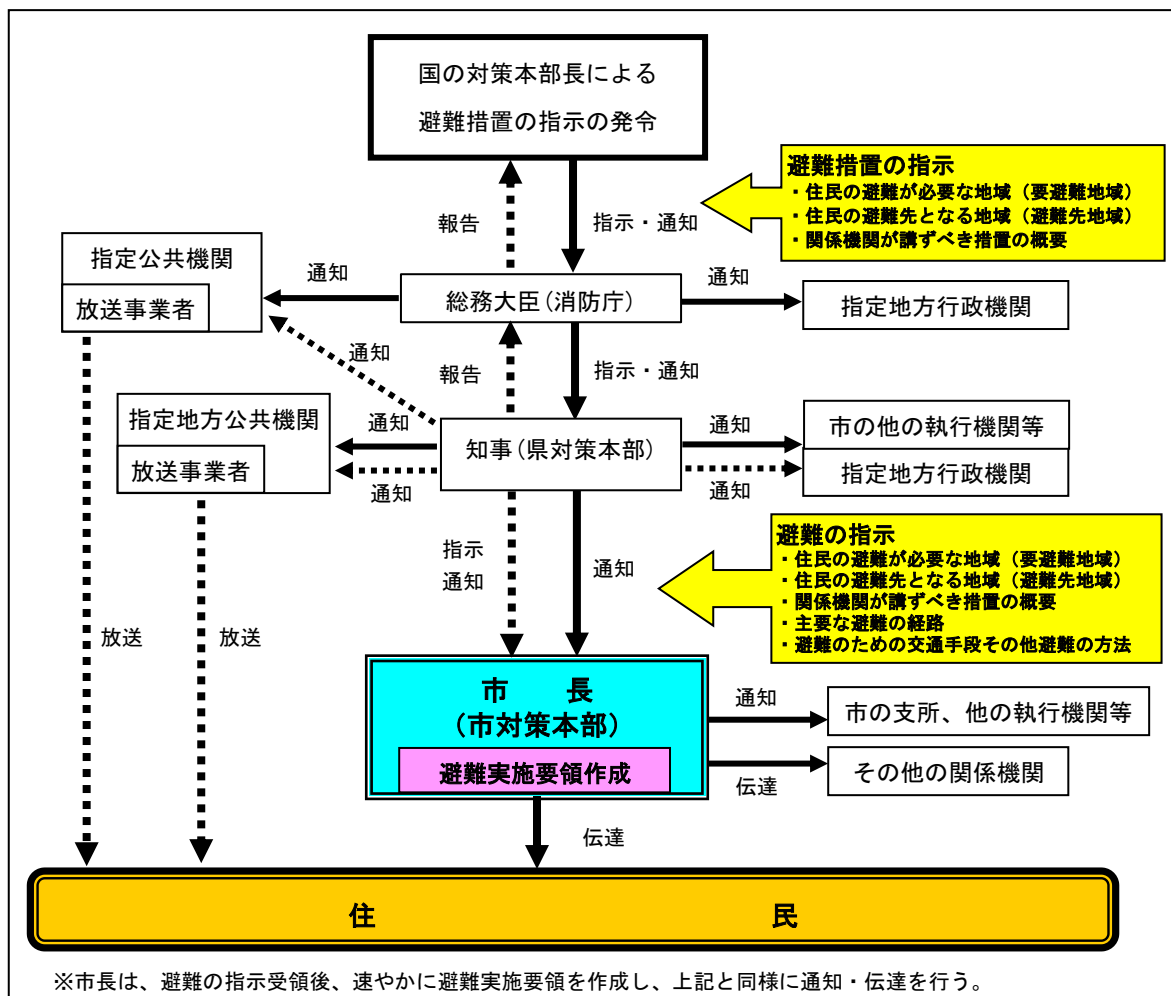
市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。これは武力攻撃事態等において、市が住民の生命、身体及び財産を守るため、非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

(第54条)

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。その際、県より要避難地域と指定された地域については優先的に伝達を行うよう努める。

#### 【市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達】



## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定 (第61条)

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察、自衛隊等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領パターンの中から、的確かつ迅速に「避難実施要領」を策定する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

### (2) 避難実施要領に策定する法定事項

- ① 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

### (3) 県国民保護計画における市避難実施要領作成の際の主な留意事項

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位  
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先  
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法  
避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間  
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を、可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合に当たっての留意事項  
集合後の自治会や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路  
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- ⑦ 市職員、消防職員、消防団員の配置等  
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応  
高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認  
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援  
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- ⑪ 避難住民の携行品、服装  
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- ⑫ 問題が発生した際の緊急連絡先等  
避難誘導から離脱した場合など問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

#### (4) 市の避難実施要領策定の際の留意事項

- ① 避難の指示の内容の確認  
地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）  
特に避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導手段の把握  
屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送）
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）  
県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定  
避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整  
具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整
- ⑧ 職員の配置  
各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定
- ⑨ 関係機関との調整  
現地調整所の設置、連絡手段の確保
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整  
県対策本部との調整、国の対策本部長による「利用指針」を踏まえた対応

## 【避難実施要領のイメージ】

### 避難実施要領(一例)

沖 縄 県 那 覇 市 長

〇月〇〇日〇〇時現在

#### 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

那覇市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 那覇市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、〇〇日〇〇時を目途に住民の避難を開始する。

##### 【避難経路及び避難手段】

○避難の手段（バス・船舶・その他）

バスの場合： 那覇市A1地区の住民は、那覇市立A1小学校グラウンドに集合する。

その際、〇〇日〇〇時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、県立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合： 那覇市A2地区の住民は、那覇市A2ふ頭に、〇日〇時〇分を目途に集

合。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇日〇時〇分発B市B1港行き〇〇汽船所有のフェリー〇〇号に乗船する。

#### 2 避難住民の誘導の実施方法

- (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

- (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

- (3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

#### 3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

那覇市対策本部 担当 〇〇〇〇

TEL 〇 9 8 - 8 6 1 - 1 1 0 2

FAX 〇 9 8 - 8 6 2 - 0 6 1 4

### ※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

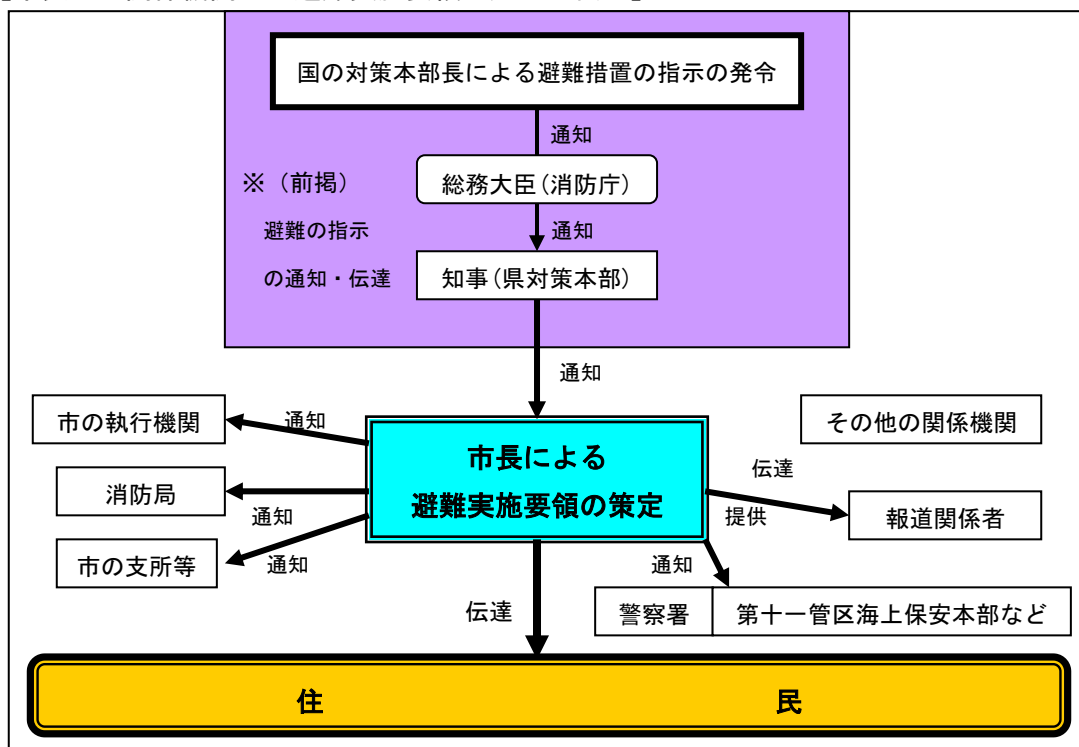
### （５）避難実施要領の内容の伝達等（第61条第3項）

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局長、那覇警察署長、豊見城警察署長、第十一管区海上保安本部長及び自衛隊沖縄地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

### 【市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導 (第62条)

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。但し、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の各要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では重要である）。

車両により避難する場合は、乗車するための一時集合場所などにあらかじめ要員を配置し、場所によっては避難車両に同乗するなど、状況の変化に応じた現場の措置を行える体制を整える必要がある。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が避難経路の各要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携 (第63条、第64条)

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、那覇警察署長、豊見城警察署長、第十一管区海上保安本部長等、又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請 (第70条)

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 (第62条第6項)

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際は、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り事態の状況等とともに行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮 (第9条)

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応 (第66条)

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等（第71条、第72条）

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置（第69条）

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 帰宅困難者への対応

帰宅困難者及び滞留観光客等が多数発生した場合、市は避難施設等の必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行い、県及び隣接市町村と連携を図り対応する。

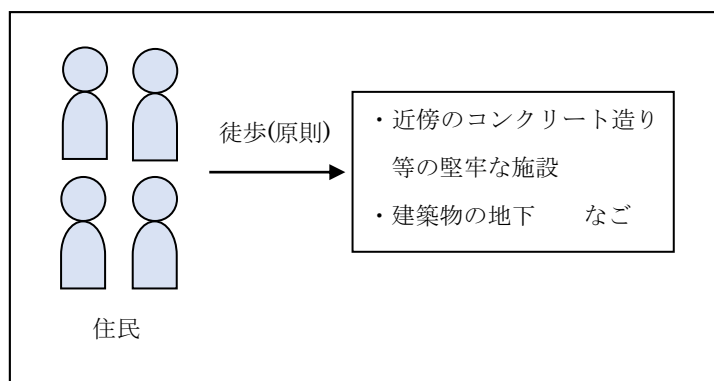
#### 4 避難の種類

住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の種類を示す。

##### (1) 屋内への避難

弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地下等の地下施設に直ちに避難する。

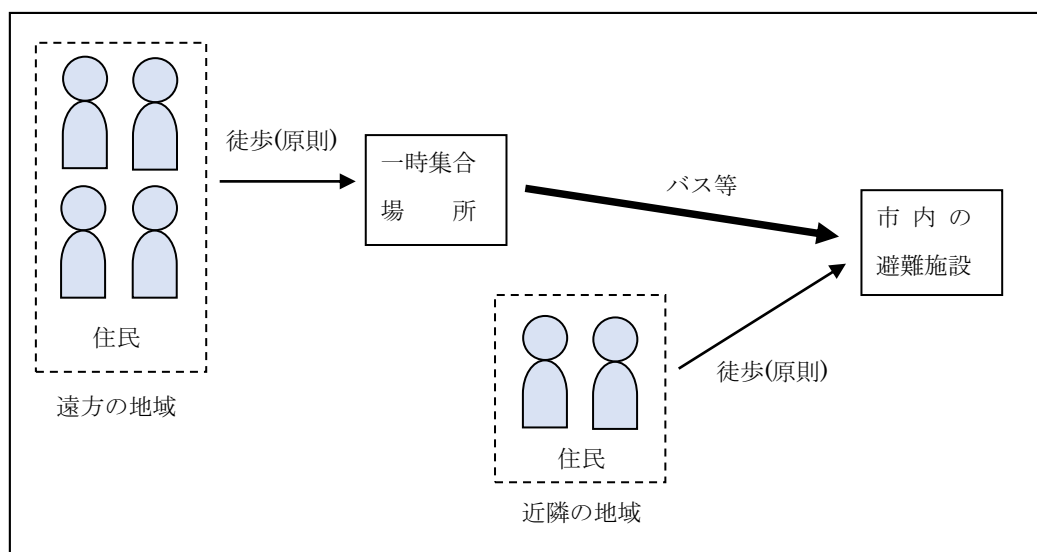
その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、2～4の種類により、安全な地域へ避難する。



##### (2) 市内のへの避難

市内において避難する場合は、徒歩を原則として市内の避難施設に避難する。

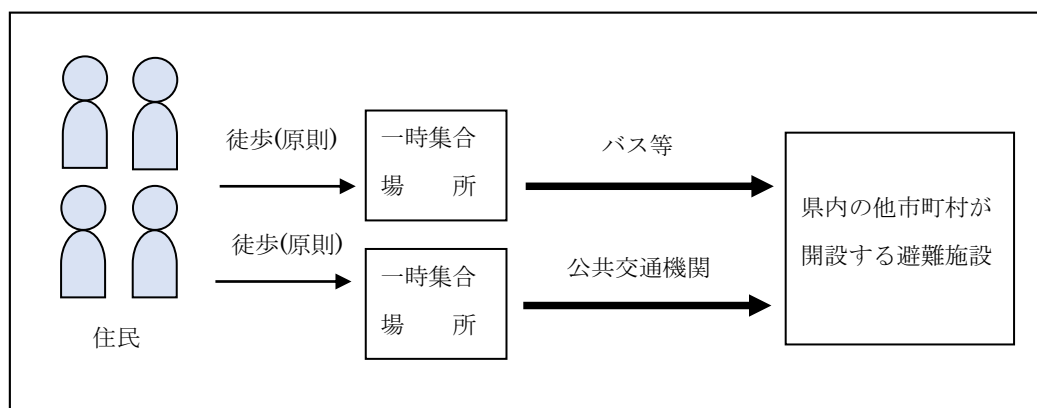
また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、県や市が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所等へ移動した後にバス等に分乗する。



### (3) 県内の他市町村への避難

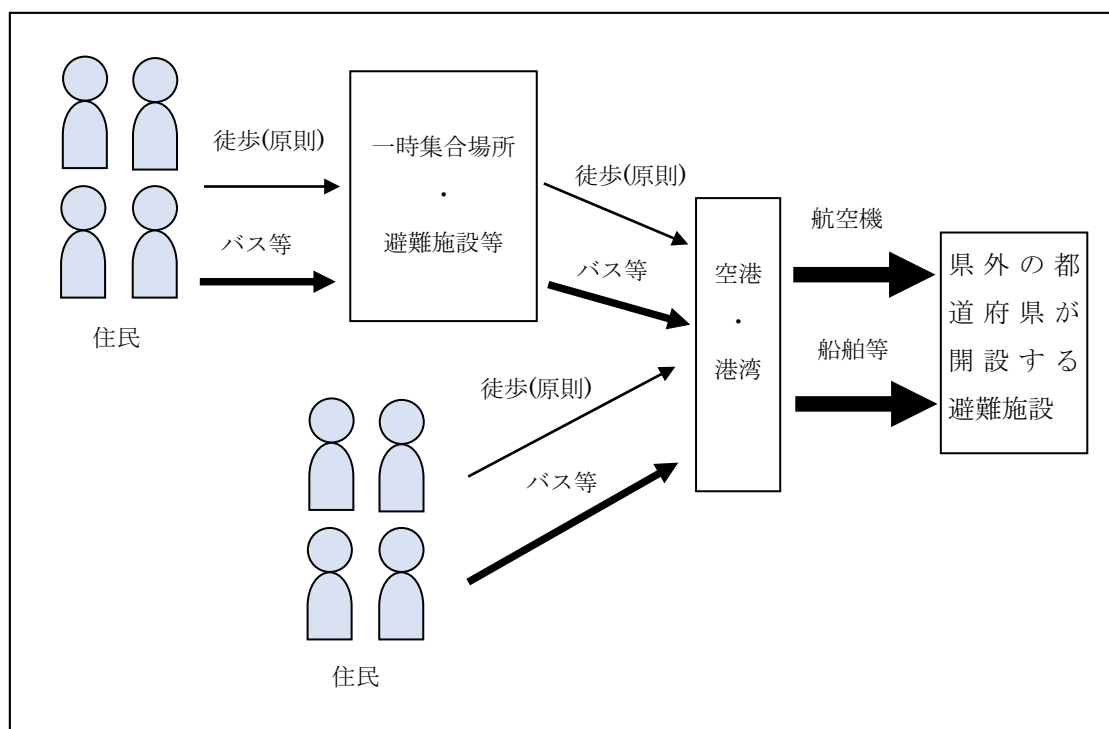
県内の他市町村へ避難する場合は、徒歩を原則として一時集合場所へ移動した後、県や市が要請したバス等により避難を行う。

また、路線バス、モノレール等の公共交通機関が利用可能な場合には、当該交通手段による避難も行う



### (4) 県外への避難

大規模な武力攻撃災害等により県外の都道府県への避難が必要な場合は、航空機等の公共交通機関により避難を行う。ただし、航空機が通常運行していない場合は、県や市が指定する航空機や船舶等による避難を行う。この場合においては、徒歩を原則として、空港、港湾等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。



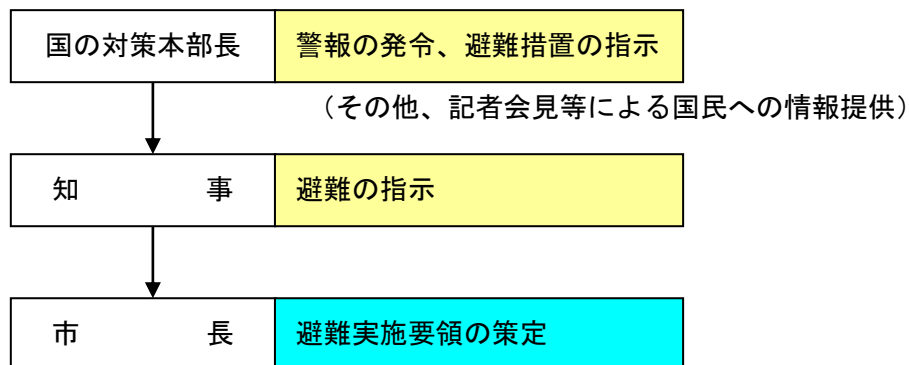
## 5 各事態における避難に係る留意点

### 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。  
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠す又は地面に伏せ頭部を守るよう避難する。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

#### 【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

- ア) 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、区に（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、

弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があります。得るものとして、対応を考える必要がある。

- ③ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで置く内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

#### 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃目標を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

#### ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、市は避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、第十一管区海上保安本部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶ恐れがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 屋間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、第十一管区海上保安本部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することになる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

○ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

※ 要避難地域が広範囲となるとともに、避難を要する期間も比較的長期に及ぶことを前提に対処し、避難の誘導に当たっては、大規模な避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努め、速やかな避難のための輸送力を確保する必要がある。

#### NBC攻撃の場合

- ① 避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置や風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。
- ② 国の対策本部長から通知される、攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

#### 武力攻撃に伴う原子力災害

- ① 事態の状況を見て、コンクリート屋内等への屋内避難を指示する。
- ② 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示する。
- ③ 事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施（第75条、第76条、施行令第9条）

市長は、知事とあらかじめ調整した役割分担に沿って、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助（第76条第2項）

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行うこととされていることから、県と密接に連携する。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携 (第77条)

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社沖縄県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社沖縄県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め (第79条)

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(12)に準じて行う。

### 3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し所有している救援に関する資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携してNBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

なお、市は、高齢者、障がい者等の要配慮者に対し適切な救援が実施できるよう配慮するとともに、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。

【県対策本部が集約し所有している救援に関する主な基礎的資料】

① 収容施設として活用できる土地、建物等のリスト

特に、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等を把握

② 備蓄物資、調達可能物資のリスト(建設業協会のリスト等)

③ 関係医療機関のデータ(災害拠点病院やNBC攻撃に対する対処可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ)

④ 救護班のデータ

- ⑤ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ⑥ 墓地及び火葬場等のデータ（墓地及び火葬場等の所在及び対応可能数等）など

（３）救援の内容等

救援の実施に際しては、次の点に留意して行う。

| 救援の内容                  | 留 意 点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①収容施設の供与               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の候補の把握（収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地把握）</li> <li>・ 仮設トイレの設置及び清掃、消毒等の適切な管理</li> <li>・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮</li> <li>・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</li> <li>・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与</li> <li>・ 収容期間が長期間にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）</li> <li>・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応</li> <li>・ 提供対象人数及び世帯数の把握</li> </ul> |
| ②食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認</li> <li>・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請</li> <li>・ 提供対象人数及び世帯数の把握</li> <li>・ 集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制等</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                              |
| ③医療の提供及び助産             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認</li> <li>・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集</li> <li>・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集</li> <li>・ 避難住民等の健康状態の把握</li> <li>・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握</li> <li>・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応け</li> <li>・ 医療提供及び助産等に必要な物資の引渡し場所や一時集積場所の確保</li> <li>・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保</li> </ul>                                                                                                                  |
| ④被災者の捜索及び救出            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、第十一管区海上保安本部等の関係機関との連携</li> <li>・ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤埋葬及び火葬                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握</li> <li>・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報収集体制</li> <li>・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保</li> <li>・広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）</li> <li>・県警察及び第十一管区海上保安本部等との連携による身元確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施</li> <li>・国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が定められた場合の対応<br/>（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）</li> </ul> |
| ⑥電話その他の通信設備の提供                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握</li> <li>・電気通信事業者等の設置講じの実施等を含めた調整</li> <li>・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定</li> <li>・聴覚障害者等への対応</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ⑦武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）</li> <li>・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保</li> <li>・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定</li> <li>・応急修理の相談窓口の設置</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ⑧学用品の給与                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の被災状況の収集</li> <li>・不足する学用品の把握</li> <li>・学用品の給与体制の確保</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ⑨死体の搜索及び処理                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・死体の搜索及び処理の実施について県警察、消防機関及び自衛隊、第十一管区海上保安本部等の関係機関との連携</li> <li>・被災情報、安否情報の確認</li> <li>・死体の搜索及び処理の時期や場所の決定</li> <li>・死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）</li> <li>・死体の一時保管場所の確保</li> <li>・死体の一時安置所（那覇市民体育館等）の開設</li> </ul>                                                                                                                                                        |
| ⑩武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集</li> <li>・障害物の除去の施工者との調整</li> <li>・障害物の除去の実施時期</li> <li>・障害物の除去に関する相談窓口の設置</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                            |

#### 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

##### (1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ① 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施する場合は、国、県等の支援、指導のもと、被ばく線量計による管理など防護措置を講ずる。
- ② 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

##### (2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ① 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置を行う。また、必要に応じた医療関係者等に対してワクチン接種を行うなど防護措置を講ずる。
- ② 国、県からの協力要請に応じて、国等の支援、指導のもとに救護班を編成し、医療活動を実施する。

##### (3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国、県からの協力要請に応じて、国等の支援、指導のもとに救護班を編成し、医療活動を実施する。

#### 5 救援の際の物資の受渡し要請等

##### (1) 救援の際の物資の受渡し要請等

市長は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、国民保護法第 76 条の規定、政令で定めるところにより、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととなった場合には、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

【救援の際の物資の売渡し要請等一覧】

| 措置の内容                         | 措置の相手方                                                        | 留 意 点                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①特定物資の売渡し要請<br>(法第 81 条第 1 項) | 特定物資の所有者                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象物件は、医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料、その他救援の実施に必要な物資として厚生労働大臣が定める物資で、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とするものが取り扱うもの(特定物資に限る。</li> <li>・ ①の要請に対し、正当な理由がないのに応じない場合に、②の収用を行うことができる。</li> </ul> |
| ②特定物資の収用<br>(法第 81 条第 2 項)    |                                                               |                                                                                                                                                                                                                                     |
| ③物資の保管命令<br>(法第 81 条第 3 項)    | 特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者                                 | <p>避難所の候補の把握（収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設トイレの設置及び清掃、消毒等の適切な管理</li> </ul>                                                                                           |
| ④土地の使用(法第 81 条第 1 項、第 2 項)    | 土地等の所有者及び占有者                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難住民等に対する収容施設の供与、臨時の医療施設を開設するために必要があるときに、原則として土地等の所有者及び占有者の同意を得て行う。</li> <li>・ 正当な理由がないのに同意しないとき、又は、所在不明のため同意を求めることができないときは、特に必要があるときに限り、同意を得ずに土地等を使用することができる。</li> </ul>                  |
| ⑤立入検査等(法第 84 条第 1 項、第 2 項)    | 上記①～④の措置の相手方                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ②、③、④の措置を行うため必要があるときは、立入調査を行うことができる。</li> <li>・ ③の保管命令を命じた者に対する報告の求め及び保管場所への立入調査を行うことができる。</li> <li>・ 立入調査を行う際は、あらかじめ管理者に通知する。</li> <li>・ 立入調査を行う職員は身分証明書を携帯し、関係人の請求があれば定時する。</li> </ul>   |
| ⑥医療の実施の要請<br>(法第 85 条第 1 項)   | 医師、看護師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士、救急救命士、歯科衛生士 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときに、その場所及び期間その他の必要事項を示して、⑥の要請を行うことができる。</li> <li>・ ⑥の要請に対し、正当な理由がないのに応じないときに、⑦の指示を行うことができる。この場合、場所及び期間その他の必要事項を書面で示す。</li> </ul>                               |
| ⑦医療の実施の指示<br>(法第 85 条第 2 項)   |                                                               |                                                                                                                                                                                                                                     |

②、③、④の処分については、公用令書を交付して行う。ただし、次の場合は事後に交付することができる。

- ・土地の使用に際し、公用令書を交付すべき相手方が所在不明である場合
- ・家屋又は物資の使用に際し、その占有者に公用令書を交付した場合に、所有者の所在が不明であるとき
- ・公用令書を交付すべき相手方が遠隔地に居住すること等により、交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合で、当該相手方に公用令書の内容を通知したとき

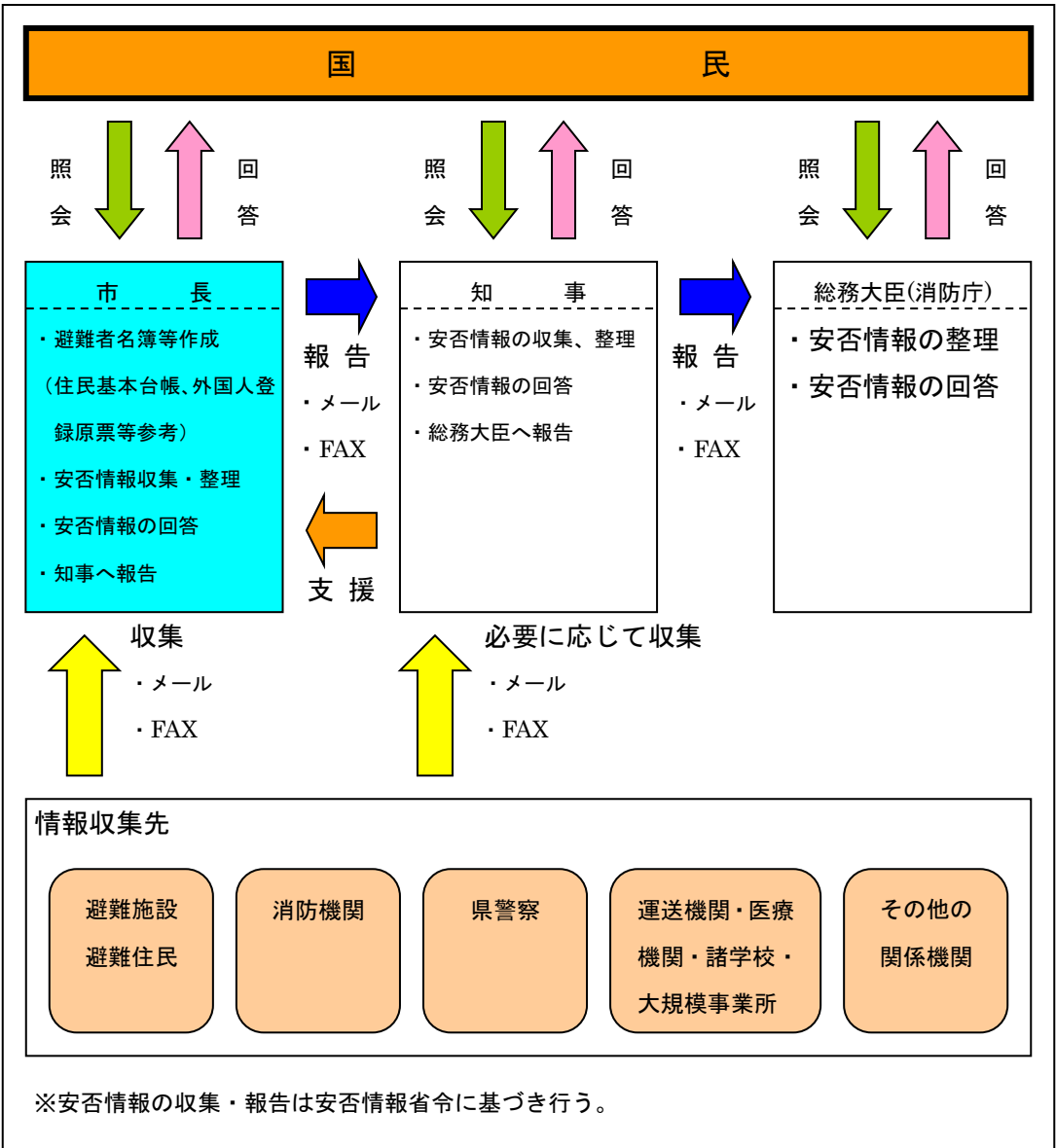
## （２）医療の要請等に従事する者の安全確保

市は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集 (第94条)

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号により収集する。ただし、やむをえない場合には、市長が適当と認める方法によるものとする。(参照：第2編第1章第4 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備)

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

### (2) 安否情報収集の協力要請 (第94条第3項)

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、諸学校等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、武力攻撃自体等における安否情報の収集・提供システムを用いて行う。ただし、事態の状況等により安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールその他の方法により報告する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。(第94条第1項)

### 3 安否情報の照会に対する回答

#### (1) 安否情報の照会の受付 (第95条)

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口で安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。
- ③ 照会受付に当たって本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等）を照会窓口において提出又は提示させる。
- ④ ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合、若しくは電子メール、ファックス、電話等の方法により照会があった場合においては、市長が適当と認める方法により本人確認を行う。

具体的には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別等について、照会者の住所地市町村に問い合わせ、住民基本台帳と照合することで本人確認を行う。

#### (2) 安否情報の回答 (第95条)

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用される恐れがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

#### (3) 個人の情報の保護への配慮 (第95条第2項)

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

#### 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社沖縄県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。(第96条)

当該安否情報の提供に当たっても、前項の3の(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

#### 【様式第4号】

#### 安否情報照会書

|                                                                 |                         |                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------|
|                                                                 |                         | 年 月 日                                                           |
| 総務大臣<br>(都道府県知事) 殿<br>(市町村長)                                    |                         |                                                                 |
| 申 請 者<br>住所(居所) _____<br>氏名 _____                               |                         |                                                                 |
| 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。 |                         |                                                                 |
| 照会をする理由<br>(○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)                           |                         | ①被照会者の親族又は同居者であるため。<br>②被照会者の知事(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため<br>③その他( ) |
| 備 考                                                             |                         |                                                                 |
| 被照会者を特定するために必要な事項                                               | 氏 名                     |                                                                 |
|                                                                 | フリガナ                    |                                                                 |
|                                                                 | 出生の年月日                  |                                                                 |
|                                                                 | 男 女 の 別                 |                                                                 |
|                                                                 | 住 所                     |                                                                 |
|                                                                 | 国 籍<br>(日本国籍を有しない者に限る。) | 日本 日本 その他( )                                                    |
| その他個人を識別するための情報                                                 |                         |                                                                 |
| ※ 申請者の確認                                                        |                         |                                                                 |
| ※ 備 考                                                           |                         |                                                                 |

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - ※印の欄には記入しないでください。

【様式第 5 号】

安否情報回答書

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                         |                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;"> 年      月      日 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> 殿 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;"> 総務大臣<br/> (都道府県知事)<br/> (市町村長) </div> <div> 年      月      日付で照会があった安否情報について、下記のとおり<br/> 回答します。 </div> |                                                         |                                                                              |
| 避難住民に該当するか否かの別                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                         |                                                                              |
| 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                         |                                                                              |
| 被<br>照<br>会<br>者                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 氏                  名                                    |                                                                              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | フ   リ   ガ   ナ                                           |                                                                              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 出生の年月日                                                  |                                                                              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 男   女   の   別                                           |                                                                              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 住                  所                                    |                                                                              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 国                  籍<br><small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small> | 日本                                  その他 (                                  ) |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | その他個人を識別するための情報                                         |                                                                              |
| 負傷又は疾病の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                         |                                                                              |
| 連絡先その他必要情報                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                         |                                                                              |

- 備考      1    この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
- 2    「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3    「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4    武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5    安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処（第97条第2項）

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請（第97条第6項）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報（第98条）

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知（第98条第3項）

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生する恐れがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示 (第112条)

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### ※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### ※【退避の指示（一例）】

( 那 覇 市 長 )

年 月 日

時 分 発 令

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の▽▽（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。屋内への退避は次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれる恐れが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車、携帯メール、SNS等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者等に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。(第3項)
- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。(第6項)
- ③ 市は、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も上記①②と同様に伝達等を行う。(第4項)

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び第十一管区海上保安本部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市職員及び消防職員、消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて、県警察、第十一管区海上保安本部及び自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。(第158条)

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定 (第114条)

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定方法等

市長は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。また、放送事業者等に対してその内容を連絡する。
- ③ 警戒区域内には、交通の要所等の必要と認める場所に職員を配置し、県警察、第十一管区海上保安本部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

### (3) 警戒区域の設定に伴う措置

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された恐れのある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。
- ③ 市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

### (4) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

### 3 応急公用負担等

#### (1) 市長の事前措置 (第111条)

市長は、武力攻撃災害が発生する恐れがあるときは、武力攻撃災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

#### (2) 応急公用負担 (第113条)

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

### 4 消防に関する措置等

#### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動 (第97条第7項)

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

#### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ③ 市長は、市が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長及び消防局長は、特に現場で活動する消防職員、消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全確保（第102条第3項）

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、第十一管区海上保安本部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、この他の生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

（一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成普通地方公共団体及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。）

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令（第103条）

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

## ※ 危険物質等について市長等が命ずることができる対象及び措置

### 【対象】

- (Ⅰ) 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- (Ⅱ) 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

### 【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限  
（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限  
（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄  
（国民保護法第103条第3項第3号）

### (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

#### 第4 N B C攻撃による災害への対処等

市は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。(第107条)

##### (1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、また、N B C攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

##### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

##### (3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行うとともに、汚染物質に関する情報等を、保健所を通じて医療機関等と共有する。また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

その際、必要により現地調整所を設置、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、汚染又は汚染された疑いがある物質等による健康被害を防止するため、県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないよう、必要な措置を講ずるとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

#### 【汚染原因に応じた対応】

| 事 項      | 留 意 点                                                                                                                                                                                                                                |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 核攻撃等     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。</li><li>・ 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。なお、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大防止に必要な措置を講ずる。</li></ul> |
| 生物剤による攻撃 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行うなど防護措置を講ずる。</li><li>・ 感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。</li></ul>                                         |
| 化学剤による攻撃 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。</li></ul>                                                                                                   |

#### 【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

炭疽菌や天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することで、生物剤の散布が判明したときには既に二次感染により被害が拡大している可能性がある。

このため、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、厚生労働省を中心とした感染源及び汚染地域の特定に協力し、病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

#### (5) 市長の権限（第107条第3項、第108条）

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、国民保護法第108条に係る次の表に掲げる権限を行使する。

【汚染又は汚染された疑いがある物質等に関する措置】

|       | 対 象 物 件 等       | 措 置                                          |
|-------|-----------------|----------------------------------------------|
| 第 1 号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。<br>・ 移動の制限<br>・ 移動の禁止<br>・ 廃棄 |
| 第 2 号 | 生活の用に供する水       | 管理者に対し、以下を命ずる。<br>・ 使用の制限又は禁止<br>・ 給水の制限又は禁止 |
| 第 3 号 | 死体              | ・ 移動の制限<br>・ 移動の禁止                           |
| 第 4 号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・ 廃棄                                         |
| 第 5 号 | 建物              | ・ 立入りの制限<br>・ 立入りの禁止<br>・ 封鎖                 |
| 第 6 号 | 場所              | ・ 交通の制限<br>・ 交通の遮断                           |

市長は、上記表中の第 1 号から第 4 号に掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人に対し、国民保護法施行令第 31 条に係る次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に同事項を当該措置の名宛人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【通知する事項】

|                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| 当該措置を講ずる旨                                                                       |
| 当該措置を講ずる理由                                                                      |
| 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 当該措置を講ずる時期                                                                      |
| 当該措置の内容                                                                         |

（６）要員の安全の確保（第 110 条）

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### ○ 被災情報の収集及び報告（第126条～第128条）

- ① 市は、電話、FAX、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、第十一管区海上保安本部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により、直ちに被災情報の第一報を県及び消防庁に報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努め、収集した情報についてあらかじめ定めた次頁の様式（被災情報の報告様式）に従い、電子メール、FAX等により、県が指定する時間に県に対し報告する。
- ⑤ 市は、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式（前掲）】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
那 覇 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

（1）発生日時 年 月 日

（2）発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

| 市町村名 | 人 的 被 害 |           |       |     | 住 家 被 害 |     | その他 |
|------|---------|-----------|-------|-----|---------|-----|-----|
|      | 死 者     | 行方<br>不明者 | 負 傷 者 |     | 全 壊     | 半 壊 |     |
|      |         |           | 重 傷   | 軽 傷 |         |     |     |
|      | (人)     | (人)       | (人)   | (人) | (棟)     | (棟) |     |
|      |         |           |       |     |         |     |     |
|      |         |           |       |     |         |     |     |
|      |         |           |       |     |         |     |     |

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

| 市町村名 | 年月日 | 性 別 | 年 齢 | 概 況 |
|------|-----|-----|-----|-----|
|      |     |     |     |     |
|      |     |     |     |     |
|      |     |     |     |     |

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画風水害等編第2章第10節災害時の医療救護、第15節生活救援対策、第17節災害時の環境・衛生対策、第19節災害弱者対策に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策 (第123条)

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による巡回健康相談の実施など避難住民等のニーズに的確に対応した健康相談、指導等を行い、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の心身双方の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

また、必要に応じて、精神科医、心理士、保健師等と連携して、被災者のトラウマ等の心的外傷への対策を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が、避難先地域における生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒の発生等を防止するため、県等と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の発生を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

- ② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県等と連携し実施する。

(6) 市民への協力要請（第123条）

市は、武力攻撃災害の発生により市域内における市民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

この場合、市は、必要な援助について協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

## 2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（第124条第3項、第4項）

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境小大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対し、他の市町村への応援等にかかる要請を行う。

### 3 文化財の保護

#### (1) 重要文化財等に関する措置 (第125条)

- ① 市は、市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行ったことに伴い、県教育委員会が所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する場合は、所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を県に連絡する。

#### (2) 重要文化財等の応急対策

市は、重要文化財等に武力攻撃災害が発生した場合、安全の確保に十分配慮のうえ被害状況について調査し、被害状況を県に報告するとともに、県と連携して応急対策を講ずるよう努める。

## 第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力する。（第 129 条）

### 2 避難住民等の生活安定等

#### （1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### （2）公的徴収金の減免等（第 162 条）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

【参照】 地方税法第 15 条第 1 項第 1 号、市税条例施行規則第 8 条第 2 項第 3 号

#### （3）生活再建に係る相談窓口

市は、必要に応じて総合的な相談窓口を開設し、避難住民等の相談、要望等の広報聴活動を行い、また、県や関係機関により設置される相談窓口と連携を図り、相談業務を行う。

### 3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給 (第134条第2項)

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理 (第137条)

市は、道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

# 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

## ※【特殊標章等の意義について】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらはジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### （１）特殊標章等（第 1 5 8 条）

#### ○ 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章  
（オレンジ色地に青の正三角形）

#### ○ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書

#### ○ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等



特殊標章

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                   |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <b>身 分 証 明 書</b><br>IDENTITY CARD |  |
| 国民保護措置に係る職務等を行う者用<br>for civil defence personnel                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                   |  |
| 氏名/Name _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                   |  |
| 生年月日/Date of birth _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                   |  |
| この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。<br>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ |                                   |  |
| 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                   |  |
| 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                   |  |
| 有効期間の満了日/Date of expiry _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                   |  |

|                                                                                                 |                            |                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-----------------|
| 身長/Height _____                                                                                 | 眼の色/Eyes _____             | 頭髪の色/Hair _____ |
| その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:<br>血液型/Blood type _____<br>_____<br>_____ |                            |                 |
| 所持者の写真<br>/PHOTO OF HOLDER                                                                      |                            |                 |
| 印章/Stamp                                                                                        | 所持者の署名/Signature of holder |                 |

（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、幅 1 0 5 ミリメートル）

（ 身 分 証 明 書 の ひ な 型 ）

(2) 特殊標章等の交付及び管理 (第158条第2項)

市長及び消防局長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、「那覇市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」又は「那覇市消防局の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」によりそれぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長 (第4号)

「那覇市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」による。

- ・ 市職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

② 消防局長 (第5号)

「那覇市消防局の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」による。

- ・ 消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等 (第139条)

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、二次被害を含めた被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請 (第140条)

市は、応急復旧の措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

##### (1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設（上下水道施設等）について、速やかに被害状況を把握するとともに、被害状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

##### (2) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について速やかに被害状況を把握しその状況を県に報告するとともに、被害状況に応じて障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等 (第141条)

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って、県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方針を定める。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

##### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

##### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2 損失補償及び損害補償

##### (1) 損失補償 (第159条)

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

##### (2) 実費弁償 (第160条)

市は、知事の事務委任を受け国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準及び手続等に従い、その実費を弁償する。

##### (3) 損害補償 (第160条)

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

(第161条)

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急処理事態への対処

### 1 緊急処理事態

(第172条～第183条)

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

平成 31 年 3 月 1 日 那覇市国民保護協議会幹事会

平成 31 年 3 月 25 日 那覇市国民保護協議会

令和元年 5 月 13 日 沖縄県知事協議

令和元年 6 月 7 日 那覇市議会報告・公表

---

## 那覇市国民保護計画

【事務局】

那覇市 総務部 防災危機管理課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

---